

福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者
管理運営仕様書及び業務の基準等

令和 7 年 6 月
福岡市保健医療局

目 次

I 本編

- 1 センター等の管理運営に関する基本事項 P 1
- 2 総括的仕様 P 1
- 3 業務の個別仕様 P 3
 - (1) センターの運営に関する業務
 - ①健康づくり、生活習慣病予防等の各種相談
 - ②健康づくり、生活習慣病予防の普及・啓発
 - ③健康づくり、生活習慣病予防に関する各種講座・教室
 - ④総合健診
 - ⑤糖尿病の重症化予防事業
 - ⑥生活習慣病予防に関する本庁・各区保健福祉センター等への技術的支援
 - ⑦施設の管理及び利用
 - ⑧使用料の徴収・収納事務
 - (2) 「あいれふ」の管理に関する業務
 - (3) その他の業務
- 4 業務遂行のための人員配置 P 8

II 別冊

- 別冊 1 講座・教室業務仕様書
- 別冊 2 総合健診業務仕様書
 - (別紙 1) 健診一覧
 - (別紙 2) S C 健診実施項目
 - (別紙 3) 中央 H C 健診実施項目
 - (別紙 4) 健診予定人数、実施回数
 - (別紙 5) がん検診精度管理項目
 - (別紙 6) 特定健診・特定保健指導実施の内容
- 別冊 3 糖尿病重症化予防事業業務仕様書
- 別冊 4 建物・設備等の管理に関する業務仕様書

1 基本的事項

福岡市健康づくりサポートセンター（以下「センター」という。）は、「生活習慣病を主体に、一次予防から三次予防までを包含する総合的な健康づくりのサポート施設」として、市民の健康づくりや生活習慣病予防等を積極的にサポートしていく役割を果たす。

また、センターをはじめ、福岡市保健所、中央区保健福祉センター、消費生活センター、人権啓発センター、精神保健福祉センター、認知症フレンドリーセンターの7施設が入る「福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（以下「あいれふ」という。）」は、豊かな生活文化の創造拠点であるとともに、福岡市役所の庁舎としても利用しており、これらの機能を果たすことができるよう、適切に管理していく必要がある。

センター等の管理運営にあたっては、この設置目的等を十分理解したうえで適切な管理運営に努めるとともに、常に市民の健康づくり、生活習慣病予防等を積極的に支援する観点に立った事業推進を行う必要がある。

本書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定める。

2 総括的仕様

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 業務従事者は、当該業務の実施にあたっては、福岡市健康づくりサポートセンター条例、同条例施行規則及び下記の関係法令等を遵守すること。
 - ① 地方自治法及び地方自治法施行令
 - ② 健康増進法
 - ③ 消防法
 - ④ 電気事業法
 - ⑤ 福岡市個人情報保護条例
 - ⑥ 福岡市会計規則
 - ⑦ その他管理運営を行う上で遵守が必要な法令等
- (3) 業務の遂行にあたっては、当該業務の目的を十分に理解し、善良なる管理者の注意を持って利用者の安全に留意し誠実かつ確実な業務遂行に努め、利用者に対しては、懇切丁寧を旨とし、不快の念を抱かせないようにしなければならない。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (6) 予算の執行にあたっては、事業計画書、執行計画書に基づき適正かつ効率的な運営を行うこと。
- (7) 近隣住民や組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (8) ごみの削減、省エネルギーCO₂削減等環境に配慮した運営を行うこと。
- (9) 市をはじめ、「あいれふ」入居施設（以下「入居施設」という。）、その他の関係機関等との連携に努めること。

- (10) 業務従事者の風紀衛生には特に注意し、利用者に施設職員と判るよう全員に名札を着用させること。
- (11) 備品・器具等の取扱いは、毀損・汚損等がないように慎重に行い、常時必要な点検等を行うとともに、その保管管理に努めなければならない。
- (12) 市民の健康づくりや生活習慣病予防の支援事業を推進するにあたっては、特に成果指標（アウトカム）に着目し、常に検証しながら効率的・効果的な事業手法、内容の充実に努めること。（アウトカムの例：禁煙教室における禁煙達成者・禁煙継続者数 など）
- (13) 業務遂行に必要な物件の簡易な小修理等は、自発的に行い、正常な機能の保持に努めなければならない。
- (14) 市が外注する工事・修理等について、市担当者の指示に従い立ち会わなければならない。
- (15) 電気、水道等はいたずらに消費することなく善良なる注意を持って使用し、経費の節減に努めること。
- (16) 業務遂行に要する諸経費のうち、指定管理者が負担すべき費用は次のものを含むものとする。

①センター運営に関するもの

- ア 事務用の備品及び消耗品（パソコン及び周辺機器、ファックス、複写機、業務上必要な印刷物等を含む。電話機については市が提供する）
- イ 通信費、NHK受信料等（代表電話、FAX等公表している番号は変更しないこと）
- ウ ごみ処理に関する経費

②「あいれふ」全体の施設管理に関するもの

- ア 各設備、装置、工作物等の保守点検等に必要な工具類、測定機器及び消耗品
- イ 清掃に要する機械器具、清掃品（洗剤、研磨剤、塗剤、ウエス、消毒液等）並びにトイレットペーパー、ごみ収集用ビニール袋、傘用ビニール袋等
- ウ 衛生管理業務に要する測定器具及び消耗品
- エ 管理運営業務において必要な施設予約システムパソコン（6台）及び市が運営する施設予約システムをインターネットを介して使用するための環境整備、通信料等
- オ 施設利用受付専用FAX
- カ 専用線使用料 ※本庁・区役所等内線電話（2回線）
- キ 自衛消防隊年会費

③施設賠償責任保険について

管理運営業務によって、第三者に損害賠償責任を負った場合は、市が加入している「全国市長会市民総合賠償補償保険」が指定管理者にも適用されるが、管理運営業務以外の自主事業については同保険の適用範囲外となるため、上記保険が対象とする範囲等を考慮し、必要に応じて、個別に保険に加入すること。

3 業務の個別仕様

(1)センターの運営に関する業務

① 健康づくり、生活習慣病予防等の各種相談に応ずること

ア 健康づくり、生活習慣病予防の各種相談対応

i) 業務概要

市民等からの電話・来所等による、健康づくり、生活習慣病予防に関する各種相談対応。
(相談内容によっては、各区保健福祉センターや医療機関等の関係機関などを紹介。) 相談料無料。

ii) 業務基準、留意事項等

- (ア) センター開館日において、原則として、午前9時から午後5時までの間対応すること。
- (イ) 相談内容を十分聴取し、相談者が理解できるよう具体的に答えること。
- (ウ) 対応後は、相談記録を作成し保管すること。
- (エ) 各種相談に適切に対応するため、それぞれ専門的知識・経験を有する人材(医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士等)を配置するとともに、適宜研修等により接遇など相談技術の向上に努めること。

② 健康づくり、生活習慣病予防の普及・啓発を実施すること

ア 健康づくりサポートセンターNEWSの発行

i) 業務概要

健康づくりや生活習慣病予防等関係情報を幅広く市民に啓発するとともにセンターの利用促進に向けた周知を図るため、定期的に啓発冊子を作成し、公民館や区役所及び図書館などの市関係施設のほか、医療機関、民間企業・団体及び報道機関などの関係機関等へ配布する。

ii) 業務基準、留意事項等

- (ア) 市民の健康づくりや生活習慣病予防等を支援する内容であること。作成にあたっては、市民のセンター認知度や利用意欲が高まるように努めること。
- (イ) 発行回数 年4回(3ヶ月に1回)
- (ウ) 発行部数 4,000部以上(1回)
- (エ) ページ数等 概ね6ページ以上、カラー刷り
- (オ) 送付先 市関係施設、医療機関、民間企業・団体等
※市関係施設については、市専用メールカーで送付可能(切手不用)

イ ホームページの運営

i) 業務概要

センターの認知度を高めるとともに、市民の健康づくり、生活習慣病予防等を効果的に支援することを目的として、ホームページを通して様々な健康づくり情報を発信する。また、併せて、「あいれふ」全体の施設情報についても情報発信する。

ii) 業務基準、留意事項等

- (ア) 市民の健康づくり、生活習慣病予防等を支援するとともに、センターの利用者増につ

ながら魅力ある内容であること。

(イ) 入居施設情報を適切に発信すること。

(ウ) ホームページ制作にあたっては、市と十分協議しながら行うこと。なお、コンテンツは、原則として「福岡市ホームページに関する基本方針」に準拠すること。

(エ) パソコンとスマートフォン双方に適した閲覧性を確保すること。

(オ) 定期的に更新を行い、新着情報の速やかな提供に努めること。

(カ) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。

ウ 講演会・公開講座等の開催

i) 業務概要

福岡市健康づくり月間や生活習慣病予防月間等の時期において、市民の健康づくりに対する意識を高めることを目的に講演会や公開講座を実施する。参加料無料。

ii) 業務基準、留意事項等

(ア) 年3回実施（土曜日又は日曜日の午後）

＜時期＞

- ・福岡市健康づくり月間（10月～11月）・・・市民公開講座等
- ・生活習慣病予防月間（2月）・・・生活習慣病予防に関する講演会
- ・女性の健康週間（3月）・・・女性の健康に関する講演会 など

(イ) 健康づくりや生活習慣病予防等の情報を広く市民に啓発する内容であること。

(ウ) 多数の市民が参加するよう、内容の充実や周知の工夫などを図ること。

エ 食育体験型施設「ウエルネスレストラン」の管理運営

i) 業務概要

市民の健やかな食生活の実践を支援するため、実物大料理モデル（以下「料理モデル」という。）を活用して献立の栄養バランスやカロリーを確認できる食育体験型施設「ウエルネスレストラン」を管理運営し、利用者に対する説明、食育指導等を実施する。また、アルコール学習コーナーも設置する。料金無料。

ii) 業務基準、留意事項等

(ア) 原則として健診結果説明会終了時などに室内に説明要員（管理栄養士）を配置し、総合健診受診者等へ利用を促し、食育指導を行うこと。また特定保健指導時に食事等の指導が必要な受診者に対し、積極的に活用すること。

(イ) その他の事業やイベントでも積極的に活用し、食育普及に努めること。

(ウ) 総合健診受診者や健康教室受講者等で、特に飲酒習慣がある者については、生活習慣病予防の観点からのカロリー面や食物のバランスとともに、適正飲酒などアルコールに関して学習することができる「アルコール学習コーナー」を活用し、食育指導を行うこと。

(エ) 各種OA機器（パソコン）や料理モデル等については、常時適切に保守・管理を行うとともに、食育支援ソフトについては、必要に応じて内容の更新等を行うこと。

※OA機器（パソコン）は指定管理者の負担で用意すること。

(オ) 料理モデルについては、既存のものを使用できるが、破損、紛失等あった場合等は必要に応じて補充すること。

オ その他健康づくり・生活習慣病予防等に関する情報発信

i) 業務概要

健康づくりや生活習慣病予防等の情報を様々な手法を用いて、効果的に普及・啓発する。

(例)

- ・マスメディア等を通じた情報発信
- ・医療機関や民間企業等と連携した健康情報の発信
- ・効果的な情報発信のための事業企画、評価・分析及び改善 など

ii) 業務基準、留意事項等

(ア) センターの設置目的を踏まえ、市民の健康づくりや生活習慣病予防等を支援する観点から、日々の健康づくり実践者の増や生活習慣病発症者・重症者の減につながるよう、効果的な健康情報の普及・啓発を推進すること。

(イ) マスメディア等を活用した情報発信を行うとともに、民間企業、医療機関、その他関係機関等と連携を図り、働く世代や医療機関通院中なども含めた幅広い市民に対して健康づくり、生活習慣病予防等の情報発信及び健康づくりサポートセンターの取組み周知を図ること。

(ウ) 対象者に応じた効果的な情報発信となるよう戦略的広報を行うとともに、定期的に評価・分析を行い、改善に努めること。

③ 健康づくり、生活習慣病予防に関する各種講座・教室を実施すること

※別冊 1 「講座・教室業務仕様書」のとおり

④ 総合健診を実施すること（中央区保健福祉センターが実施する総合健診業務の受託を含む）

※別冊 2 「総合健診業務仕様書」のとおり

⑤ 糖尿病の重症化予防事業を実施すること

※別冊 3 「糖尿病重症化予防事業業務仕様書」のとおり

⑥ 生活習慣病予防に関する本庁・各区保健福祉センター等への技術的支援を行うこと

ア 講師派遣(研修会等)

i) 業務概要

生活習慣病予防等に関する技術的支援の観点から、本庁・区保健福祉センター等の公的機関等が主催又は共催する健康教室や研修会、事例検討会等について、求めに応じて専門の講師を派遣する。(医師、保健師、管理栄養士、健康運動指導士)

ii) 業務基準、留意事項等

本庁・区保健福祉センター等の本市公的機関からの健康教室や研修会等に係る専門講師の派遣依頼があれば、可能な限り対応すること。この際、派遣者の職種、講義・指導内容等については、依頼機関の要望に出来る限り応えること。

イ 健康運動指導士の派遣

i) 業務概要

各区保健福祉センターが実施する運動事業を支援することを目的として、健康運動指導士を派遣する。

ii) 業務基準、留意事項等

各区保健福祉センターに対し、1 区概ね月 2 回程度の健康運動指導士の派遣を行うこと。
(月 2 回×7 区×12 月=168 回)

※1年間の派遣スケジュールについては、あらかじめ年度が始まる前に各区保健福祉センターと調整することとします。

⑦ 施設の管理及び利用に関すること

ア ホール、研修室等及び幼児室の管理運営（施設の利用）

i) 業務概要

(ア) 利用受付等

- ・施設利用の申込方法の説明
- ・施設利用許可申請書の受付
- ・利用者と具体的内容について打合せ
- ・施設の空き状況の告知、案内
- ・優先予約の案内、受付

(イ) 利用調整会議の運営（ホールに限る）

- ・利用調整会議の受付
- ・エントリーシートの受付（内容確認、訂正指導等含む）
- ・利用調整業務（抽選等）
- ・その他、利用調整会議の運営に必要な業務

(ウ) 施設、設備等の利用者への案内、説明（事前及び当日）

- ・利用者、利用希望者への施設、設備等の説明、案内

(エ) 音響、照明、映像機器の基本操作設定及び室温等の調整（利用当日）

- ・利用者との事前打合せに基づき、音響、映像、照明及び録音機器の基本操作（セッティング）を行い、利用者へ使用方法及び操作等の説明を行う。

(オ) 設営、撤去作業の監督・立会

- ・利用者が設置する吊看板等の設営立会及び備品の貸出管理
- ・利用者への展示アドバイス及び設営立会い
- ・搬出入時の防災センターとの連絡調整

(カ) 付帯する諸設備及び備品の貸出及び維持管理

- ・操作卓及びマイク等の諸設備の維持管理
- ・備品の維持管理
- ・物品の貸し出しと返却時のチェック

(キ) 利用に伴う付帯業務

- ・鍵管理、利用終了時の各部屋のチェック及び利用報告書の受領

(ク) ピアノ調律師の手配、打合せ及び調律立会い等

- ・利用に伴うピアノ調律師の手配と調律師との打合せ及び立会い
- ・利用時のピアノの移動
- ・利用者より調律についての状態や利用者意見及び感想のチェック

(ケ) ホールの催し物情報及び抽選日程のPR（ホームページ等による）

(コ) 10階におけるポスター及びチラシの掲示

ii) 業務基準、留意事項等

(ア) 供用時間

- ・ホール : 午前9時から午後10時まで

・展示スペース：午前9時から午後7時まで

・研修室等、幼児室：午前9時から午後9時まで

(イ) 利用を供しない日

・年末年始（12月28日から翌月1月3日まで）の日

・毎月最終火曜日（その日が休日の場合は翌平日）

※別途、市と協議のうえ変更する場合あり

(ウ) 業務の運営に支障のない人員配置を行うこと。

(エ) 利用者に対しては親切丁寧な態度で臨むこと。

(オ) 利用申請の受付や許可申請書の交付、利用調整会議の開催等にあたっては、福岡市健康づくりサポートセンター条例、同条例施行規則、同管理運営要綱等を遵守すること。

(カ) 毎日の業務日ごとに業務日報を記録、保管すること。

(キ) 施設の利用実績は、施設の稼働率や減免状況等が把握できるよう整理し、月次報告において市に報告すること。（福岡市公共施設案内・予約システム利用分を含む）

⑧ 使用料の徴収・収納事務

i) 業務概要

(ア) 施設利用許可申請書その他許可に必要な書類の受付

(イ) 使用料減免申請書その他許可に必要な書類の受付

(ウ) 使用料（施設使用料及び教室受講料）の調定及び調定収入簿の作成

(エ) 金銭登録機による収納及び領収票の交付

(オ) 利用許可書の交付

(カ) 利用取り止め届及び施設使用料の還付手続きに必要な書類の受理

(キ) 収納金日計報告書の作成

(ク) 収納金月計報告書の作成

(ケ) 収納金の収支状況の現金出納簿への記録・現金領収帳受払簿の作成

ii) 業務基準、留意事項等

(ア) 使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に翌営業日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の営業日）までに指定の払込書により納入すること。

(イ) 金銭登録機による領収票の交付について、申請者より領収書の交付の希望がある場合は、領収票と引替えに現金領収帳の領収書を交付することができる。

(ウ) 金銭登録機が故障等により使用できない場合は、現金領収帳で収納を行い、指定の領収書を交付すること。

(エ) 当該業務の実施にあたっては、福岡市健康づくりサポートセンター条例、同条例施行規則、同管理運営要綱及び福岡市会計規則を遵守するとともに、別途「福岡市健康づくりサポートセンターの歳入の徴収及び収納事務に係る協定」を締結していただきます。

(2)「あいれふ」の管理に関する業務

別冊 4 「建物・設備等の管理に関する業務仕様書」 のとおり

(3)その他の業務

- ①事業計画書及び収支予算書の作成
- ②事業報告書（月次・年次）の作成及び収支決算書の作成
- ③自己評価の実施
- ④入居施設（中央区保健福祉センター、精神保健福祉センター、消費生活センター、人権啓発センター、認知症フレンドリーセンター、福岡市保健所）との連携
- ⑤指定期間開始前の引継業務
- ⑥指定期間終了にあたっての引継業務
- ⑦緊急時対策、防犯・防災対策マニュアルの整備及び入居施設職員への指導並びに災害発生時の協力
- ⑧「あいれふ」の管理運営全般のマニュアル整備
- ⑨入居施設職員に対しての管理運営に必要な研修の実施
- ⑩「あいれふ」防火管理業務、自衛消防隊連絡協議会
（防火管理者の設置、消防計画の作成、防災訓練（年 2 回）の実施等）
- ⑪その他管理運営業務に関する照会、各種調査等に対する協力及び日常業務の調整

4 業務遂行のための人員配置

センターは、生活習慣病をはじめとする市民の総合的な健康づくりを推進する公的事業実施機関であり、指定管理者には単なる施設の管理だけでなく、保健医療に関する専門性と公正・公平性の確保、医療との連携や本市の生活習慣病予防の拠点施設として中長期的視点に立った事業実施能力が求められ、適切かつ効果的な事業運営を確立する観点から、次のような業務執行体制を想定しており、参考にすること。

(1)管理責任者(センター長:医師)・・・1名

- ①センター管理運営業務全般の統括
- ②医療機関をはじめとする各種関係団体等との折衝、総合調整等
- ③クレーム対応（総責任者として） など

(2)副管理責任者(次長:事務等)・・・1名

- ①センター長の補佐
- ②予算など経営面の管理
- ③防火管理者業務 など

(3)センター事業運営に携わる専門職等・・・必要数

- ①事務、医師、保健師、看護師、管理栄養士、健康運動指導士 など

＜参考＞センター実施事業（業務量）を踏まえ本市が想定する必要配置人員

	週 38.75 時間勤務 (職員)	週 27.5 時間勤務 (嘱託職員)
センター長（医師）	1 名	
次長（事務等）	1 名	
事務	3 名	2 名
医師	1 名	
保健師または看護師	2 名	3 名
管理栄養士	1 名	3 名
健康運動指導士		3 名

※上記には、「あいれふ」全体の施設管理に係る管理要員（警備員等）及び総合健診業務に従事する当日の非常勤医師、看護師、放射線技師等は含まれていない。

(4)「あいれふ」全体の施設管理要員・・・必要数

ア 警備員、設備運転監視員 など

なお、業務の実施にあたり、センターの運営に関する事業、「あいれふ」の管理に関する事業に従事する常勤職員（再委託先の職員を除く）の名簿を事前に提出すること。また、これを変更したときは速やかに提出すること。

健康づくりサポートセンター講座・教室業務仕様書

令和7年6月

福岡市保健医療局

ア 一日糖尿病教室

(1) 業務概要

糖尿病に関する基本的な知識や食事療法、運動療法及び口腔ケアに関する講義、ヘルシーメニューの試食、運動の実技体験、口腔ケア実技等を通じて、継続して実践できる糖尿病予防・重症化予防（治療継続、適切な自己管理等）について市民が学ぶ機会を提供する。受講料1,000円。

(2) 業務基準、留意事項等

- 月1回（土曜日又は日曜日）開催、定員15～20名程度（1回）
- 受講対象者：糖尿病予備群又は糖尿病発症者（及びその家族等）
- 教室実施にあたっては、糖尿病専門医、管理栄養士、保健師、健康運動指導士、歯科衛生士を必要数配置すること。（調理については、あいれふ7階の栄養学習室が利用可。）
- 業務概要を踏まえ、効果的な実施に努めること。
- 健康状態を把握するための測定（体力測定）や検査、質問紙による自己チェックなどを取り入れるとともに、実技体験等を中心としたプログラム計画に努めること。
- 教室終了後は、電話又はメール等による3ヵ月後等のフォローアップ又は、測定などを取り入れたフォロー講座を実施すること。
- 常に事業周知等を実施し、受講者数の一定の確保に努めること。特に働く世代を意識した周知を強化すること。
- 受講者数が定員に大きく満たない場合は、市と協議の上、委託料を減額することもあるので留意すること。

イ 禁煙教室（禁煙サポート）

(1) 業務概要

たばこの害や禁煙方法・コツについて市民が学ぶ機会を提供し、禁煙達成を実現させるとともに、教室終了後は、禁煙継続のための取り組みをサポートする。
受講料1,000円。

(2) 業務基準、留意事項等

- 2ヶ月に1回開催（平日夜間又は土曜日又は日曜日）、定員15～20名程度（1回）
- 受講対象者：禁煙したいと考えている人
- 業務概要を踏まえ、効果的な実施に努めること。
- 教室実施にあたっては、たばこの害や禁煙方法・コツについて適切な講義ができる人材を配置すること。
- 教室終了後は、月に1回程度、FAX、メール、電話等により概ね3ヶ月間のサポートを行うこと。
- 常に事業周知等を実施し、受講者数の一定の確保に努めること。特に働く世代を意識した周知を強化すること。
- 受講者数が定員に大きく満たない場合は、市と協議の上、委託料を減額することもあるので留意すること。

ウ 歯周病予防教室(歯周病検診)

(1) 業務概要

歯科健診・歯周病検診を実施し、個々に合わせた歯科保健指導によりむし歯と歯周病の予防を行う。全身の健康管理の一環と位置づけ、総合健診実施日において月1日のみ併設するもの。受講料1,000円

(2) 業務基準、留意事項等

- 月1回（総合健診が実施される日曜日の午前）開催、定員10名程度（1回）
- 受講対象者：18歳以上の者（総合健診を受診しない人の受講も可）
- 業務概要を踏まえ、効果的な実施に努めること。
- 教室実施にあたっては、適切な歯科保健指導ができる歯科医師及びそれを補佐する歯科衛生士を配置すること。
- 常に事業周知等を実施し、受講者数の一定の確保に努めること。特に働く世代を意識した周知を強化すること。
- 受講者数が定員に大きく満たない場合は、市と協議の上、委託料を減額することもあるので留意すること。

エ 生活習慣改善教室

(1) 業務概要

生活習慣の改善や減量、健康づくりを希望する人に対して、運動・食事・気持ちの面から総合的に支援し、正しい知識を身につけていただくことを目的として教室を開催する。受講料1,000円/回。

(2) 業務基準、留意事項等

- 昼間コース、夜間コースを年間合計12回実施すること。いずれも定員約15名/回。
なお、それぞれのコースの実施回数は、受講者数の拡大と受講者の利便性向上に資するよう検討して割り振ること。

昼間コース	土曜日、日曜日または祝日昼間に1講座＋フォロー1講座
夜間コース	平日夜間に3講座＋フォロー1講座

- 受講対象者：18歳以上の者
- 教室実施にあたっては、管理栄養士や保健師、健康運動指導士など適切な講義ができる人材を必要数配置すること。
- 業務概要を踏まえ、効果的な実施に努めること。
- 健康状態を把握するための測定（体力測定）や検査、質問紙による自己チェックなどを取り入れるとともに、実技体験等を中心としたプログラム計画に努めること。
- 教室終了後は、電話又はメール等による3ヵ月後等のフォローアップ又は、測定などを取り入れたフォロー講座を実施すること。
- 常に事業周知等を実施し、受講者数の一定の確保に努めること。特に働く世代を意識した周知を強化すること。
- 受講者数が定員に大きく満たない場合は、市と協議の上、委託料を減額することもある

るので留意すること。

オ ヘルシースクール

(1) 業務概要

よかドック 30 受診の結果、健康の保持に努める必要のある人に対し、その健康状態に応じた栄養指導、運動指導等を行い生活習慣の改善を促す。受講料無料。

(2) 業務基準、留意事項等

- 1 人 30 分程度の個別指導（予約制）年末年始を除く月～日曜日、午前 9 時～午後 5 時
- 受講対象者：よかドック 30 の結果、「積極的支援レベル」「動機付け支援レベル」に該当し、受講を希望する者。（その他、受講を希望する本市市民も対象とする）
- 業務概要を踏まえ、効果的な実施に努めること。
- 実施にあたっては、管理栄養士や保健師、健康運動指導士など適切なアドバイスができる人材を必要数配置すること。

健康づくりサポートセンター総合健診業務仕様書

令和7年6月

福岡市保健医療局

健康づくりサポートセンターでは、各種健診（詳細は別紙1「健診一覧」を参照。）が同時受診できる体制を構築するとともに、休日や夜間の健診実施など、他の健診施設（医療機関等）を補完する機能を充実させることで、市民の利便性を高め、健診受診率の向上ひいては市民の生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療（予防）を推進する本市の中核的な健診センター的役割を果たしていく。

1 健診の概要

（1）健康づくりサポートセンター健診（SC健診）

健康づくりサポートセンターが主体的に行う休日・夜間の総合健診の実施及びそれに付随する全ての業務。実施項目の詳細、上限受診者数、実施回数はそれぞれ別紙2「SC健診実施項目」、別紙4「健診上限人数、実施回数」を参照。

（2）中央区保健福祉センター主体健診（中央HC健診）

中央区保健福祉センターが実施する平日のよかドック及び各種がん検診（喀痰細胞診検査を含む）等にかかる、当日の健診業務を実施する。（二次読影、結果通知の送付等を含む。受診勧奨、特定健診にかかる結果説明会、特定保健指導等については中央区保健福祉センターが行う。）実施項目の詳細、上限受診者数、実施回数はそれぞれ別紙3「中央HC健診実施項目」、別紙4「健診上限人数、実施回数」を参照。

2 指定管理料Bの請求について

指定管理者は、各月ごとの業務が完了したときは、翌月の所定の期日までに市が定める「実施報告書」を提出の上、市様式により当月分の指定管理料Bを請求するものとする。

なお、市は指定管理者と協定で定める健診（検診）料から、健診当日に受診者本人が支払った自己負担金を除いた額を指定管理料Bとして支払う。

3 留意事項

（1）健診にかかる必要な機器、物品・消耗品等（検診衣、会場案内板、老眼鏡等を含む）については、全て指定管理者が用意すること。なお、次のアに掲げる機器については、前指定管理者から賃貸借契約を引き継ぐこととする。また、次のイに掲げる機器（市が用意する機器）を使用する場合は、骨塩量測定装置を除き保守契約料を負担すること。（賃貸借契約料及び保守契約料は指定管理料Aに包含）

ア 前指定管理者から賃貸借契約を引き継ぐ機器

- 心電計（2台）
- 眼底カメラ（1台）
- 内視鏡システム（胃カメラ）（1台）
- 医療画像情報システム（1式）

イ 市が用意する機器（骨塩量測定装置を除き保守契約料を負担）

- 各種X線透視診断装置（胸部1台、胃部1台、乳房1台）
- 各種画像サーバーシステム（医療画像情報システムを除く）
- 婦人科内診台（1台）
- 骨塩量測定装置（1台）

- (2) 問診票は、市が提示するものを使用し、印刷・準備は指定管理者が行うものとする。(問診票作成経費、事務連絡経費など健診実施に必要な経費は全て指定管理料Bの中に包含し、指定管理者の負担とする。)
- (3) 健診当日は受付・誘導係などを設置し、受診者全員がスムーズに流れるようなスタッフ配置を行うこと。
- (4) 受診者が一部の検査項目で混み合っている場合は、該当検査に配置されたスタッフ以外の別のスタッフが補助に入るなど、相互に連携し柔軟な対応を図ること。
- (5) 利用者には真摯に対応すること。
- (6) 個人情報保護の観点から、問診や問診票記載補助においては、特に周囲への配慮を行うこと。
- (7) 接遇研修や健診にかかる研修等、健診に従事するスタッフへの研修を適宜行うこと。
- (8) 各種がん検診については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」により確認を行うなど、適切な方法及び精度管理のもとで円滑に実施されるよう努めること。
- (9) 健診結果については受診者へ通知するほか、市に対し、市が指定する方法で提出すること。なお、健診結果にかかるデータ(問診票やX線写真等を含む)については指定管理者において受診翌年度から5年間保管すること。(指定期間満了後は、次の指定管理者に引き継ぐ。)
- (10) 中央区HC健診の年間スケジュールについては、原則として中央区保健福祉センターにおいて決定し、当該年度開始までに指定管理者へ通知する。なお、健診実施にあたっては、中央区保健福祉センターと連携・協力しながら行うこと。
- (11) 福岡市と指定管理者を被保険者とする医師賠償責任保険に加入すること。

ア てん補限度額

- 身体賠償 1名につき1億円 1事故につき10億円
- 財物賠償 1事故につき2,000万円

(別紙1)健診一覧 (年度末までに対象年齢になる人は受診可)

健診名	対象者	制限(※1)	実施(※2)		実施場所	実施回数	実施項目
			SC健診	中央HC健診			
よかドック(国保特定健診)	40～74歳になる福岡市国民健康保険被保険者(ただし、年度中に75歳になる75歳未満の人も含む)。	年度内に1回	○	○	あいれふ3階及び5階	別紙4「健診予定人数、実施回数」の とおり	別紙2「SC健診実施項目」 又は 別紙3「中央HC健診実施項目」 の とおり
よかドック30(30歳代を対象とした生活習慣病予防健診)	30～39歳になる福岡市民で、職場等で受診機会のない人。	年度内に1回	○				
胃がん検診(バリウムによる胃透視)	40歳以上の福岡市民で、職場等で受診機会のない人。	年度内に1回	○	○			
胃がん検診(胃カメラ)	50歳以上の偶数年齢になる福岡市民で、職場等で受診機会のない人。	2年度に1回	○				
大腸がん検診	40歳以上の福岡市民で、職場等で受診機会のない人。	年度内に1回	○	○			
乳がん検診	40歳以上の福岡市民(女性)で、職場等で受診機会のない人。	2年度に1回	○	○			
子宮頸がん検診	20歳以上の福岡市民(女性)で、職場等で受診機会のない人。	2年度に1回	○	○			
結核・肺がん検診(肺がん検診)	40歳以上65歳未満の福岡市民で、職場等で受診機会のない人は「肺がん検診」を実施。 65歳以上の福岡市民で、職場等で受診機会のない人は「結核・肺がん検診」を実施。 ※一部対象者(50歳以上の福岡市民で、喫煙指数が600以上であった人で、希望する人)へ喀痰細胞診検査も実施	年度内に1回	○	喀痰細胞診検査のみ実施			
胃がんリスク検査	35歳または40歳になる福岡市民で、職場等で受診機会のない人。	年度内に1回	○	○			
骨粗鬆症検査	40歳以上の福岡市民。	年度内に1回	○				

※1 「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」における無料クーポン券支給対象者についてはこの限りではない。

※2 SC健診、中央HC健診のそれぞれにおいて、○印の健診(検診)等を同時実施し、受診者の希望に応じて、複数の健診を組み合わせると同日に受診できることとすること。

(別紙2)SC健診実施項目

健診名	実施項目							
	健診の準備	当日受付	健診	結果説明	特定保健指導	市への結果報告	留意事項	
よかドック(国保特定健診)	ア 事前予約受付(電話) イ 受診予定者へ問診票、検査容器等の発送 ウ 台風等で健診が中止になる場合、予約者への中止連絡及び振替予約案内	ア 受付番号の配布、予約名簿対照、問診票交付(未持参者等)、問診票の記載補助、自己負担金の徴収を実施すること。 ※ 自己負担金について、市が要綱で定める者から免除の申請(証明書等の添付が必要)があった場合は、免除の手続きをとること。「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」等における無料クーポン券を持参する者等についても同様とする。 ※ よかドックについては、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)等と受診券で受診資格・有効期限等の内容を十分に確認し、よかドック受診券の該当箇所に「済」のゴム印を押印すること。	ア 厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導に関するプログラム(令和6年度版)」及び関係法令、通知等に準拠し実施すること。なお、健診項目の詳細は「別紙6 特定健診・特定保健指導実施の内容」のとおり イ 結果説明会の日程等を案内する	ア 健診結果が判明次第、結果説明会を実施し、十分な説明及び必要な情報提供を行うこと。 イ 医療機関への受診が必要となった受診者には受診勧奨を行うこと。(紹介状発行) ウ 特定保健指導対象者には、今後の指導について説明すること	対象者への特定保健指導の実施(積極的支援に関しては、別途、医療機関紹介による受入も可。) ア 特定保健指導対象の基準は「別紙6 特定健診・特定保健指導実施の内容」のとおり。 イ 実施にあたっては、厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導に関するプログラム(令和6年度版)」及び関係法令、通知等に準拠し実施すること。	後日、健診結果を市に提出	・70歳未満の受診者のうち、空腹時血糖値100～125mg/dlの糖尿病未治療者を対象に、「ひさやま元気予報」を活用して現在及び将来(5, 10, 15年後)の糖尿病発症リスクを示し、生活改善例をシミュレーションしながら、保健指導を実施すること。 ・受診者のうち、以下に該当する対象者に対し、受診勧奨を実施すること。詳細は「福岡市国民健康保険特定健診 糖尿病性腎症重症化予防事業マニュアル」を参照のこと。 《対象者》①かつ②～④のいずれかに該当する者(ただし、特定保健指導対象者または糖尿病治療中の場合は除く) ① 空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上、またはHbA1c 6.5%以上 ② eGFR45mL/分/1.73m2未満 ③ 尿蛋白±以上 ④ 高血圧コントロール不良(140/90mmHg以上)	
よかドック30(30歳代を対象とした生活習慣病予防健診)			ア よかドックに準じて実施すること。ただし、心電図及び眼底検査は実施しない。 イ 結果説明会の日程等を案内する	○受診者に対し、健診結果の説明等を行うこと。なお、説明等にあたっては、健診結果表と併せて、受診者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するとともに、健診結果において、保健指導判定欄が「積極的支援」「動機付け支援」などに該当する受診者には、健康づくりサポートセンターで実施する「ヘルシースクール」の受講を勧奨すること。				
胃がん検診(バリウムによる胃透視)								
胃がん検診(胃カメラ)								
大腸がん検診								
乳がん検診								
子宮頸がん検診								
結核・肺がん検診(肺がん検診)								
胃がんリスク検査								
骨粗鬆症検査								

(別紙3)中央HC健診実施項目

指定管理者は受診予定者リストを中央区保健福祉センターより受領のうえ、以下の業務を実施すること。

健診名	実施項目						
	健診の準備	当日受付	健診	結果説明	市への結果報告	留意事項	
よかドック(国保特定健診)	ア 中央区保健福祉センターが実施する結核・肺がん検診及び骨粗鬆症検査の問診票への氏名等の印字 イ 受診予定者へ問診票、検査容器等の発送	ア 受付番号の配布、予約名簿対照、問診票交付(未持参者等)、問診票の記載補助、自己負担金の徴収を実施すること。 ※ 自己負担金について、市が要綱で定める者から免除の申請(証明書等の添付が必要)があった場合は、免除の手続きをとること。「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」等における無料クーポン券を持参する者等についても同様とする。 ※ よかドックについては、マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)等と受診券で受診資格・有効期限等の内容を十分に確認し、よかドック受診券の該当箇所に「済」のゴム印を押印すること。	ア 厚生労働省作成の「標準的な健診・保健指導に関するプログラム(令和6年度版)」及び関係法令、通知等に準拠し実施すること。なお、健診項目の詳細は「別紙6 特定健診・特定保健指導実施の内容」のとおり イ 結果説明会の日程等を案内する		後日、健診結果を市に提出	市が指定する電子ファイル媒体により、健診7日後(土日、祝休日を除く。)までに健診結果を市に提出すること。なお、この際、併せて中央区保健福祉センターへ問診票の写しを提出すること。また、 受診者に通知する健診結果(紹介状含む)の提出については、中央区保健福祉センターと協議し決定すること。なお、紹介状を発行した場合は、結果の把握のに努め、市の求めに応じて報告すること。	
胃がん検診(胃透視)							
大腸がん検診							
乳がん検診							
子宮頸がん検診				ア 国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(以下「指針」という。)に準拠して実施すること。なお、「別紙5 がん検診精度管理項目」に従い実施すること。 イ 結果通知の時期等について説明する。		ア 受診者に対し、1ヶ月以内を目途に精密検査の必要性の有無を附した検診結果の通知(紹介状含む)を行うこと。 イ 精密検査が必要となった受診者には受診勧奨を行うこと。また、その精密検査の結果の把握に努め、市の求めに応じて報告すること。	・問診及び2日間採便による便潜血検査を実施すること。 ・郵送による受診者からの検体提出については、温度管理が困難であり、検査精度が低下する恐れがあるため不可とする。
胃がんリスク検査							・問診及びマンモグラフィ検査を実施すること。 ・出来る限り女性医師の確保を図ること。 ・待ち時間等を利用し、プレストアウェアネスの健康教育を実施すること。なお、プレストアウェアネス健康教育実施者については、原則として保健師とする。
喀痰細胞診検査							・問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診を実施すること。 ・出来る限り女性医師の確保を図ること。 ・ピロリ菌検査等により胃がんのリスクを判定する検査 ・検査を行った時は、必要な記録を行い、検査結果判明後は速やかに受診者に対し、検査結果の通知及び指導を行うこと。 ・検査を実施するにあたっては、精度管理に努め、そのために必要な措置を講ずること。 ・中央区保健福祉センターが実施する結核・肺がん検診の受診者のうち、50歳以上の者で喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)が600以上ある者かつ本人の希望がある場合に喀痰細胞診検査を実施する。 ・喀痰細胞診検査の対象者に対し、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取させること。・喀痰細胞診検査の対象者に対しては、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取させること。また、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の畜痰又は3日の連続採痰とすること。

※中央区保健福祉センターが別途、結核・肺がん検診(胸部X線撮影のみ)及び骨粗鬆症検査を実施するので、指定管理者は市民が同時受診できるよう中央区保健福祉センターと連携・調整を図ること。

また、中央区保健福祉センターが実施する結核・肺がん検診(胸部X線撮影のみ)及び骨粗鬆症検査についても、自己負担金の収納業務を実施すること(別途収納業務に関する協定を締結)

(別紙4)健診上限人数、実施回数

項 目		SC健診				中央区HC健診	
		土日祝		平日夜間		平日昼間	
		上限人数 ／回	実施回数	上限人数 ／回	実施回数	上限人数 ／回	実施回数
よかドック							
基本項目＋貧・心		40	63	40	6	60	22
基本項目＋貧・心・眼		1	63	1	6	1	22
よかドック30							
健診実施		15	63	6	6		
がん検診							
胃がん検診(バリウム)		25	63			24	22
胃がん検診(胃カメラ)		8	63				
大腸がん検診		50	63	15	6	60	22
子宮頸がん検診		45	63	20	6	40	22
乳がん検診	※マンモグラフ 40歳代2方向 50歳以上1方向	40	63	13	6	32	22
肺がん検診 結核・肺がん検診	基本	50	63	15	6		
	上記のうち喀痰	年間50名(土日祝・夜間合わせて)				年間10名(※)	
骨粗鬆症検査		45	15	15	6		
胃がんリスク検査		10	63	7	6	16	22
国保特定保健指導							
保健指導(動機付支援)			276		土日と合わせて 積算		
保健指導(積極的支援)	医療機関受入分含む		138		土日と合わせて 積算		

※肺がん検診は中央区保健福祉センターが、指定管理業務とは別途で実施。うち50歳以上の者で喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)が600以上ある者かつ

本人の希望がある場合に、喀痰細胞診検査のみ指定管理業務として実施すること。

別紙 5 がん検診精度管理項目

I. 共通項目

1 記録の保存

- 以下については5年間保存する。

胃がん検診	・胃部エックス線画像 ・胃内視鏡画像 ・問診記録・検診結果
大腸がん検診	・検診結果
乳がん検診	・乳房エックス線画像 ・問診記録・検診結果
子宮頸がん検診	・問診記録、検診結果 ・細胞診判定に用いた検診標本
肺がん検診	・標本・胸部エックス線画像 ・質問（問診）記録・検診結果（エックス線検査結果、喀痰細胞検査結果）

2 対象者への説明

- 検診会場に来場した対象者全員に対し、以下の6項目（肺がんは7項目）を記載した資料を、検査を受ける前に個別に配布する。

- ①要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明する。
 ②精密検査の方法等、以下の内容を説明する。

胃がん検診	胃部エックス線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、及び胃内視鏡検査の概要など。胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など。
大腸がん検診	検査の概要や、精密検査の第一選択は全大腸内視鏡検査であること、また全大腸内視鏡検査が困難な場合はS状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査の併用となること。
乳がん検診	マンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと。及びこれらの検査の概要など
子宮頸がん検診	検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV 検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など。
肺がん検診	精密検査はCT 検査や気管支鏡検査により行うこと、及びこれらの検査の概要など。

- ③精密検査結果は福岡市へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明する（精密検査結果は、個人の同意がなくても、福岡市や検診機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている））。
 ④検診の有効性（各がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」

となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明する。

⑤検診間隔について説明し、検診受診の継続が重要であること、症状がある場合は速やかに医療機関を受診することの重要性を説明する。また、乳がんの受診者には、ブレストアウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の重要性を説明する。

⑥胃がん、大腸がん、乳がん、肺がんはわが国のがん死亡の上位に位置すること、子宮頸がんの罹患はわが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることについて説明する。

⑦肺がん検診については、禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識啓発普及を行う。

3 システムとしての精度管理

- 受診者への結果の通知・説明及び福岡市への結果報告は、遅くとも検診受診後 4 週間以内に行う。
- がん検診の結果及びそれに関わる情報¹について、福岡市から求められた項目を全て報告する。
- 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果等²について、福岡市から求められた項目の積極的な把握に努める。
- 胃がん検診・乳がん検診・肺がん検診における撮影や読影向上、子宮頸がん検診における診断・判定の精度向上のための検討会や委員会（自施設以外の当該がんの専門家等を交えた会）、を設置する。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。
- 肺がん検診については、検診に従事する医師の胸部画像読影力向上のために「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会³」を年に 1 回以上開催する。もしくは、他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会⁴を年に 1 回以上受講させる。

内部精度管理として、検診実施体制や検診結果の把握・集計・分析のための委員会（自施設以外の専門家※を交えた会）を年に 1 回以上開催する。もしくは、市区町村や医師会等が設置した同様の委員会に年に 1 回以上参加する。

※当該検診機関に雇用されていないがん検診の専門家や肺がん診療の専門家など

4 事業評価に関する検討

- 検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握する。
- プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、精度管理状況を評価し、改善に向

¹ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

² 精密検査（治療）結果等とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

³ 下記講習会の具体的内容は、日本肺癌学会ホームページ（肺がん検診について）を参照すること

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

「肺癌取扱い規約 第 8 版 肺がん検診の手引き改訂について」、「肺癌取扱い規約第 8 版「肺がん検診の手引き」改訂に関する Q&A」

・「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」

・「他施設や都道府県単位、あるいは日本肺癌学会等が主催する胸部画像の読影に関するセミナー・講習会」

⁴ 同上

けた検討を行う。

- 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努める。

II. 胃がん検診

1 検診項目

- 検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかとする。
- 受診者に、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のどちらかを選択させること。

2 問診

- 問診は現在の症状、既往歴、過去の検診の受診状況等を聴取する。

3 胃部エックス線撮影

- 撮影機器の種類を明らかにする。また撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準⁵を満たすものを使用する。
- 撮影枚数は最低 8 枚とする。
- 撮影の体位及び方法を明らかにする。また、撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式⁶によるものとする。
- 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150ml とする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。
- 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。
- 福岡市から報告を求められた場合には、撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）。

4 胃部エックス線読影

- 福岡市から報告を求められた場合には、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告する。
- 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする。
- 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

5 胃内視鏡検査及び胃内視鏡画像の読影

- 胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル⁷を参考に行う。
- 胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェックを行う。
※ ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うことである。ただし、専門医※※が複数勤務する場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法とすることができる⁸。

⁵ 胃部エックス線撮影法及び撮影機器の基準は日本消化器がん検診学会発行、新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版（2011）を参照

⁶ 同上

⁷ 日本消化器がん検診学会発行、「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（2024 年発行）を参照

⁸ 同上

※※専門医の条件は下段参照

- 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得する。

III. 大腸がん検診

1 便潜血検査

- 検査は、免疫便潜血検査 2 日法を行う。
- 便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。
- 大腸がん検診マニュアル（2021 年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行う。測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定がある。検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務めなければならない。
- 検体回収後原則として 24 時間以内に測定する（検査提出数が想定以上に多かった場合を除く）。

2 検体の取り扱い

- 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明書など）を用いて受診者に説明する。
- 採便後即日（2 日目）回収を原則とする（離島や遠隔地は例外とする）。
- 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。
- 受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。
- 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

IV. 乳がん検診

1 検診項目

- 検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

2 問診・乳房エックス線撮影（撮影機器、撮影技師）

- 問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取する。
- 乳房エックス線装置の種類を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準⁹を満たす。
- 両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影する。
- 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受ける（評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること）。
- 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会¹⁰を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける（C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること）。

3 乳房エックス線読影

- 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会¹¹を修了し、その評価試験で A または B の評価を受ける（C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること）。
- 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

⁹ 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第 7 版、マンモグラフィガイドライン第 4 版参照

¹⁰ 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

¹¹ 同上

V. 子宮頸がん検診

1 検診項目

- 検診項目は、問診、視診に加え、産婦人科医師による子宮頸部及び膣部表面からの検体採取による細胞診とする。

2 問診

- 問診は、月経の状況、妊娠中の場合は妊娠週数、分娩歴、性交経験の有無、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。
- 問診の上、症状のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。

3 視診

- 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

4 子宮頸部細胞診検体採取（検診機関での精度管理）

- 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を明らかにする。
検体採取は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し¹²、迅速に処理する。（採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞診用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。）
- 細胞診検査の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。
- 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行う（不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること）。
- 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じる（不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また不適正事例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること場合でも、対策を講じる体制を有すること）。

5 子宮頸部細胞診判定（細胞診判定施設での精度管理）

- 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う¹³。
- 細胞診陰性と判断された検体は、その 10%以上について、再スクリーニングを行い、再スクリーニング施行率を報告する（福岡市から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できればよい。また公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること）。
- 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステム¹⁴の基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、ベセスダシステムの基準で細胞診結果を報告する。
- 子宮頸部上皮内腫瘍 3（CIN3）、子宮頸部上皮内腺がん（AIS）、子宮頸部浸潤がん発見例は、

¹² 一般社団法人 日本産婦人科がん検診学会 子宮頸部細胞採取の手引き参照

¹³ 公益社団法人日本臨床細胞学会 細胞診精度管理ガイドライン参照

¹⁴ ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition 及びベセスダシステム 2001 アトラス 参照

過去の細胞所見の見直しを行う（CIS3、AIS、子宮頸部浸潤がん発見例については必ず見直すこと。またこれらの発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること）。

VI. 肺がん検診

1 検診項目

- 検診項目は、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）、胸部エックス線検査、及び質問の結果、50 歳以上で喫煙指数（1 日本数×年数）が 600 以上だった者（過去における喫煙者を含む）への喀痰細胞診とする（質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。また、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読み替える）。

2 質問（問診）

- 質問（問診）では喫煙歴、妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。また最近 6 か月以内の血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精査を行うように勧める。

3 胸部エックス線撮影

- 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影¹⁵、すなわち、放射線科医、呼吸器内科医、呼吸器外科医のいずれかによる胸部エックス線の画質の評価と、それに基づく指導を行う。
- 撮影機器の種類（直接・間接撮影、デジタル方式）、フィルムサイズ、モニタ読影の有無を明らかにし、日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する。またデジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること¹⁶。
- 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管

¹⁵ 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影：日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第 8 版より

背腹一方向撮影を原則とする。適格な胸部エックス線写真とは、肺尖、肺野外側縁、横隔膜、肋骨横隔膜角などを含むように正しく位置づけされ、適度な濃度とコントラストおよび良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像ならびに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるもの。

¹⁶ 日本肺癌学会編集、肺癌取扱い規約 改訂第 8 版より

1： 間接撮影の場合は、100mm ミラーカメラと、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用いて 120kV 以上の管電圧により撮影する。やむを得ず定格出力 125kV の撮影装置を用いる場合は、110kV 以上の管電圧による撮影を行い縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため、希土類（グラデーション型）蛍光板を用いる。定格出力 125kV 未満の撮影装置は用いない。

2： 直接撮影（スクリーン・フィルム系）の場合は、被検者-管球間距離を 150cm 以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、120kV 以上の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）による撮影がよい。やむを得ず 100～120kV の管電圧で撮影する場合も、被曝軽減のために希土類システム（希土類増感紙+オルソタイプフィルム）を用いる。

3： 直接撮影（デジタル画像）の場合は、X 線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いた CR システム、平面検出器（FPD）もしくは固体半導体（CCD、CMOS など）を用いた DR システムのいずれかを使用する。管球検出器間距離（撮影距離）150cm 以上、X 線管電圧 120～140kV、撮影 mAs 値 4mAs 程度以下、入射表面線量 0.3mGy 以下、グリッド比 8：1 以上、の条件下で撮影されることが望ましい。

4： 撮影機器、画像処理、読影用モニタの条件については、下記のサイト（日本肺癌学会ホームページ、肺がん検診について）に掲載された最新情報を参照すること

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

理体制を整備する。

- 集団検診を実施する検診機関は、1日あたりの実施可能人数を明らかにする。
- ※ 以下の4項目の対象は、病院または診療所以外の場所において医師不在の状況下で胸部エックス線撮影を行う場合。ただし、医師立ち合いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要。
- 事前に胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師、及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市区町村に提出する。
- 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
- 胸部エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
- 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

4 胸部エックス線読影

- 福岡市から求められた場合、読影医の実態（読影医の氏名、生年、所属機関名、専門とする診療科目、呼吸器内科・呼吸器外科・放射線科医師の場合には専門科医師としての経験年数、肺がん検診に従事した年数、「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会¹⁷⁾」の受講の有無等）を報告する。
- 読影は二重読影を行い、下記の要件を満たす医師が読影に従事する。
 - 第一読影医：検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会¹⁸⁾」に年1回以上参加していること
 - 第二読影医：下記の1)、2)のいずれかを満たすこと
 - 1) 3年間以上の肺がん検診読影経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会¹⁹⁾」に年1回以上参加している
 - 2) 5年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとしての経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会²⁰⁾」に年1回以上参加している
- 2名の読影医のうちどちらかが「要比較読影」としたもの（すなわち、二重読影の結果、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」の「d」「e」に該当するもの）は、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。
- 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する（あるいは読影委員会等に委託する）」、「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」、「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行う。
- 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分」によって行う（地域保健・健康増進事業報告の要精検査者はE判定のみである）。
- シャウカステン・読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従う

¹⁷⁾ 3に同じ

¹⁸⁾ 3に同じ

¹⁹⁾ 3に同じ

²⁰⁾ 3に同じ

5 喀痰細胞診

- 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。
- 採取した喀痰は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。
- 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う²²。
- 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。
- がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う（がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例が無い場合でも、少なくとも見直す体制を有すること）。

²¹ 16に同じ。

²² 公益社団法人日本臨床細胞診学会、細胞検査士会編集「細胞診標本作製マニュアル」参照

http://www.intercyto.com/lecture/manual/resp_manual.pdf

細胞診判定：

肺癌取り扱い規約、日本肺癌学会ホームページ（肺がん検診について）参照

https://www.haigan.gr.jp/modules/lcscr/index.php?content_id=1

別紙 6 特定健診・特定保健指導実施の内容

1 特定健診

(1) 健診項目

項目	内容	備考
特定健診 (基本項目)	問診	標準的な質問票
	身体計測	身長
		体重
		BMI
		腹囲
	理学的検査	身体診察
	血圧測定	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	中性脂肪(空腹時もしくは随時)※1
		HDL コレステロール
		LDL コレステロール
	肝機能検査	AST
		ALT
		γ-GT
特定健診 (追加項目)	腎機能検査	血糖(空腹時もしくは随時)※2
		HbA1c
		両方実施
	尿検査	尿糖
		尿蛋白
	腎機能検査	尿酸
		クレアチニン
		eGFR
	尿検査	尿潜血
		生理中の女性や腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者への尿検査は未実施理由を記載することにより、検査不能として実施しないことを認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は、完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合委託費用は支払われない)。
特定健診 (詳細項目)	貧血検査	ヘマトクリット値
		血色素量
		赤血球数
	心電図	12 誘導心電図
	眼底検査	

※1 やむを得ず空腹時(絶食 10 時間以上)以外に採血を行った場合は、随時中性脂肪による検査を行うことを可とする。

※2 やむを得ず空腹時(絶食 10 時間以上)以外に採血を行った場合は、食直後(食事開始から 3.5 時間未満)を除き、随時血糖による検査を行うことを可とする。

2 特定保健指導

(1) 対象者

結果説明会実施対象者のうち、次表に該当する者。

(1開設あたり動機付け支援4名、積極的支援2名の見込み)

腹囲等	追加リスク	④喫煙歴 (注 1)	対象 (年度中に達する年齢で決める)	
	①血糖②脂質③血圧		40-64 歳	65-75 歳
腹囲 ≥ 85cm 以上 (男性) 腹囲 ≥ 90cm 以上 (女性)	2 つ以上該当	—	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3 つ該当	—	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり		
		なし		
	1 つ該当	—		

(注 1) 喫煙歴の—は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係がないことを意味する。

* 当該年度に積極的支援レベルに該当した者のうち、前年度も積極的支援レベルに該当しかつ積極的支援を終了した者で、腹囲及び体重の値が以下のとおり一定程度減少していると認められる場合は、「動機付け支援相当」となる。なお、前年度及び健診受診日に国保資格を有する者に限る。

BMI30 未満 (BMI < 30)	腹囲 1.0cm 以上 かつ 体重 1.0kg 以上減少している者
BMI30 以上 (BMI ≥ 30)	腹囲 2.0cm 以上 かつ 体重 2.0kg 以上減少している者

(2) 動機付け支援

① 支援期間・頻度

原則1回の支援を行い、3か月以上経過後に評価を行う。

② 支援内容・支援形態

初回面接	* 次に掲げる事項に留意して行うこと。 ア 生活習慣と健診結果との関係の理解、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識の習得及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。 イ 生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。 ウ 食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。 エ 動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。 オ 体重及び腹囲の計測方法について説明すること。 カ 動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。 キ 支援形態は、1人当たり 20 分以上の個別支援又は1グループ(1グループはおおむね8人以下とする。)当たり 80 分以上のグループ支援とすること。
終了時 評価	* 次に掲げる事項に留意して行うこと。 ア 実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価する

	ものであること。 イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。 ウ 必要に応じて行動計画の策定の日から 3 か月経過する前に評価時期を設定して動機付け支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から 3 ヶ月以上経過後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。 エ 評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定するが、体重及び腹囲は必須である。 オ 今後、どのようにしていきたいか確認し、取組がうまく進まない場合や状態の改善が見られないなど、悪化が想定される場面についての対応策を助言する。 カ 次年度にも継続して健診を受診するよう勧める。 キ 評価は、面接又は通信（電話又は電子メール、FAX、手紙等（以下「電子メール等」という。）をいう。以下同じ。）により行い、評価結果について動機付け支援対象者に提供すること。 ク 行動計画の実績評価の実施者は、初回面接を行ったものと同一のものとすることを原則とするが、同一期間内であって、組織として統一的な実施計画及び報告書を用いる等、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされている場合は、初回面接を行ったもの以外の者が、評価を実施しても差し支えない。
--	---

(2) 積極的支援

① 支援期間・頻度

3か月以上の継続的な支援を行う。また、当該3か月以上の継続的な支援後に評価を行う。

② 支援内容・支援形態・支援ポイント

初回面接	動機付け支援と同様の支援	
3ヶ月以上の継続的な支援	* 必要に応じて中間評価を設定し、実践している取組内容及び結果についての評価と再アセスメント、生活習慣の振り返りを行い、必要があると認めるときは、行動目標や計画の修正を行う。	
	アウトカム評価	2cm・2kg
		1cm・1kg
		食生活の改善
		運動習慣の改善
		喫煙習慣の改善(禁煙)
		休養習慣の改善
		その他の生活習慣の改善
	プロセス評価	個別支援 ※
		グループ支援 ※
		電話支援
		電子メール等支援
		健診当日の初回面接
		健診後1週間以内の初回面接
	※情報通信技術を活用した面接を含む	

	＊継続的な支援の留意点 ア アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180 ポイント以上の支援を行うこと。 イ アウトカム評価の評価時期は、初回面接から3か月以上経過後の実績評価時とする。アウトカム評価の評価項目のうち、腹囲と体重については、実績評価の時点で当該年度の健康診査の結果に比べた増減を確認する。 ウ 腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減に達していない場合においても、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減の過程である腹囲1cmかつ体重1kg減についても 20p として評価する。 エ 生活習慣病予防につながる行動変容をアウトカム評価として用いる際は、初回面接や中間評価において、目標や評価方法、達成条件について必ず対象者と共有しておく。事前に設定した行動変容の目標以外の行動変容については、ポイントに算定することはできない。 オ 計画策定時にすでに達成済みの目標や行動変容をする必要のない目標は設定できない。例えば、既に運動習慣がある者に運動を継続する目標を立てたり、禁煙達成済みの対象者に禁煙の目標は適切ではなく、立てたとしても行動変容として評価できない。 カ 生活習慣病予防につながる行動変容(食習慣の改善、運動習慣の改善、喫煙習慣の改善、休養習慣の改善、その他の生活習慣の改善)については、実績評価の時点で生活習慣の改善が2か月以上継続している場合に評価する。 キ 初回面接において設定した目標が達成困難な場合、中間的な評価によって目標を変更し、目標変更後2か月間の継続が行えれば評価可能となる。 ク 設定した目標は、保健指導終了後も継続することが重要なため、行動変容の達成を通して、対象者が自己効力感を高め、セルフケア能力を向上させるような保健指導を実施すること。 ケ 腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減の達成は、今後の励みとなる保健指導の成果の目安と言えるが、血圧、血糖、脂質への効果には個人差があること、そして継続が大切であることをしっかりと対象者に説明すること。 コ 同日に複数の支援を行った場合は、いずれか1つの支援のみをポイントの算定対象とする。また、同日に同一の支援を複数回行った場合も、1回の支援のみをポイントの算定対象とする。 サ 特定保健指導と直接関係のない情報のやり取り(次回の支援の約束や雑談など)はポイントの算定対象としない。電話又は電子メール等による支援を行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するための電話又は電子メール等によるやり取りは、ポイントの算定対象としない。
終了時評価	＊実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。 ア 実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価すること。 イ 設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。 ウ 必要に応じて評価時期を設定して、対象者が自ら評価すると共に、行動計画の策定の日から3か月以上経過後に保健指導実施者による評価を行い、評価結果を対象者に提供すること。 エ 評価項目は対象者自身が自己評価できるように設定するが、体重及び腹囲は必須である。 オ 今後、どのようにしていきたいか確認し、取組がうまく進まない場合や状態の改善が見られないなど、悪化が想定される場面についての対応策を助言する。 カ 次年度にも継続して健診を受診するよう勧める。 キ 実績評価は、面接又は通信(電話または電子メール等)を利用し、積極的支援対象者に提供すること。 ク 中間評価や行動計画の実績評価の実施者は、初回面接を行ったものと同一のものとすることを原則とするが、同一機関内において、組織として統一的な実施計画及び報告書を用いる

	等、保健指導実施者間で十分な情報共有がなされている場合は、初回面接を行ったもの以外の者が、評価を実施しても差し支えない。また、保険者と保健指導の外部委託先との間で適切に対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する保健指導全体の総括・管理を行う場合は、初回面接実施者、中間評価実施者、実績評価を行う者が同一機関であることを要しない。 ケ 実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わない。
--	---

※ 3か月後の評価に際し、電話・FAX もしくは手紙等による4回以上の督促を行ったにもかかわらず、確認が取れず評価ができない場合は、督促の実施記録を保存し「3ヶ月後の評価ができない場合の確認回数」の提出をもって終了とみなす。

※ 脱落者の取り扱い

脱落した場合は、脱落認定通知書を利用者へ送付すること。ただし、脱落理由が「本人拒否、市外転出、保険変更」の場合は、状況把握時に本人に終了の旨を伝えれば、認定通知書の送付は不要。

※服薬を開始した場合の取り扱い(動機付け支援及び積極的支援)

血圧・血糖・脂質の服薬(治療)開始の場合は、脱落ではなく特定保健指導対象者から除外することができる。その場合は、市が指定する方法で報告すること。

健康づくりサポートセンター糖尿病重症化予防事業業務仕様書

令和7年6月

福岡市保健医療局

糖尿病は放置すると神経障害や網膜症、腎症などの合併症を引き起こし、本人の QOL 低下や健康寿命短縮をもたらすものである。その発症ならびに重症化を予防するには、健康的な食生活、適度な身体活動、適正飲酒、禁煙、口腔ケアなどが必要であり、薬物治療が開始された後においても適切な服薬のみでなく、健康的な生活習慣の維持が重要となっている。

そのため、健康づくりサポートセンターにおいては、市民の生活習慣の改善を支援し、必要に応じて受診勧奨するとともに、かかりつけ医との連携のもと、病状に応じた保健指導を実施し、継続受診の支援を行うことにより市民の糖尿病発症予防、重症化予防を図っていくものである。

1 事業目的

- (1) 糖尿病発症者の減
- (2) 糖尿病患者（通院中）にかかる重症化・合併症予防 ※かかりつけ医と連携しながら実施

2 対象者

福岡市民（糖尿病予備群、糖尿病患者等）

3 業務内容

センターが「福岡市糖尿病地域連携パス」において、食事・運動指導が提供できる機関として位置付けられていることを踏まえ、かかりつけ医療機関等と緊密な連携を図りながら、以下の内容を実施する。

- (1) かかりつけ医療機関との連携
 - ①糖尿病重症化予防事業の周知、協力依頼
 - ②支援対象者等の個別事案に関する連絡・調整
- (2) 支援対象者への支援（詳細は「4 支援対象者への支援内容」参照）
 - ①講座・教室による支援
 - ・「一日糖尿病教室」
 - ②個別対応による支援
 - ・「糖尿病患者支援」
 - ・「健康づくり、生活習慣病予防の各種相談対応」
- (3) 市への事業実施報告（毎月）

4 支援対象者への支援内容

- (1) 「一日糖尿病教室」（「健康づくりサポートセンター講座・教室業務仕様書」参照）
- (2) 「糖尿病患者支援」（新規登録者：年 500 人を想定）※かかりつけ医と連携しながら対応
 - ① 受付・登録【初回】
 - ・健診結果等に基づく保健指導及び必要に応じて未治療者への受診勧奨
 - ・適切な食事・運動・その他の生活及び服薬に関する保健指導の実施
 - ・生活習慣の振り返り及び行動目標の策定支援
 - ・支援計画の作成
 - ② 健康情報及び糖尿病教室の開催案内等の定期的発信【6 か月間、月 1 回程度】

- ③ 支援計画に基づく情報提供、行動目標の継続、必要に応じて見直しの支援【1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後、1年後】
 - ④ ドロップアウト防止【随時】
 - ⑤ 症状悪化者への個別支援【随時】
 - ⑥ その他相談対応など【随時】
 - ⑦ かかりつけ医への連絡【随時】
 - ⑧ 患者アンケートの実施【1年後】
- (3)「健康づくり、生活習慣病予防の各種相談対応」
（「5（1）ア 健康づくり、生活習慣病予防の各種相談対応」参照）

5 留意事項等

- (1) 事業実施にあたっては、糖尿病専門医をはじめ、管理栄養士や保健師、健康運動指導士など専門的知識・経験を有した適切な指導が出来る人材を必要数配置すること。
- (2) 支援対象者への支援においては、対象者のモチベーションが継続して維持されるよう効果的な実施に努めること。
- (3) 常に事業周知や協力医療機関の拡大に努め、支援対象者の確保に努めること。対象者が想定人員に大きく満たない場合や実施効果が上がらないときは、市と協議の上、事業手法の見直しを行うほか、委託料を削減することもあるので留意すること。
- (4) 本事業は、治療中の患者に対する保健指導を行う事業であり、実施にあたっては医療機関の協力など様々な調整も必要であることから、その内容・手法等についてあらかじめ市と十分に協議すること。

建物・設備等の管理に関する業務仕様書

令和7年6月

福岡市保健医療局

目 次

1	基本的事項	1
2	業務の個別仕様	1
(1)	清掃業務	1
(2)	警備保安業務	8
(3)	駐車場管理（警備）業務	10
(4)	駐車場料金精算機保守業務	12
(5)	機械式駐車場保守点検業務	14
(6)	I T V設備保守点検業務	16
(7)	ホール舞台設備の保守点検業務	18
(8)	ホールの照明記憶パターン調整点検業務	20
(9)	ホールのピアノの保守点検業務	20
(10)	空調、電気、給排水衛生設備運転監視・維持管理業務	22
(11)	環境衛生管理業務	26
(12)	自家用電気工作物保安業務	28
(13)	清掃用ゴンドラ保守点検等業務	28
(14)	直流電源装置保守点検等業務	29
(15)	中水定水位弁保守点検等業務	30
(16)	真空ヒーター保守点検業務	30
(17)	空調設備保守点検等業務	31
(18)	パッケージエアコン等保守点検業務	32
(19)	緊急ガス遮断装置等保守点検業務	35
(20)	昇降機設備保守点検等業務	36
(21)	汚水槽清掃業務	42
(22)	雑排水槽清掃業務	43
(23)	消防設備保守点検等業務	44

(24) 防火対象物定期点検等業務	47
(25) 通信設備保守点検業務	47
(26) 自動制御設備保守点検等業務	48
(27) 非常用自家発電設備保守点検業務	49
(28) 鍵管理設備保守点検業務	49
(29) 建築設備点検業務	51
(30) 自動扉開閉装置保守点検等業務	52
(31) 防火シャッター等保守点検業務	53
(32) 樹木管理業務	53
(33) 緊急修繕業務	55
(34) A E D （自動体外式除細動器）設置・管理等業務	56
(35) 装飾用植木鉢等の設置	56
(36) その他必要とされる保守点検等業務	56

1 基本的事項

- (1) 以下の項目について、本仕様書に記載されていない事項は原則として法令等によるもののほか、詳細については国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和５年版）」（以下「共仕」という。）によるものとする。なお、本仕様書及び共仕に定めがない事項は市と協議する。
- (2) 作業報告書、作業日報などの管理記録用書類を整備し、常時閲覧が可能なように保管すること。なお、報告書の作成にあたっては、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成３０年版）」による。
- (3) 緊急事態が発生した場合は、速やかに臨機の措置を講じ、市に連絡すること。
- (4) 設備機器の更新等を行った場合、市と協議し、不要な保守点検については省略することが出来る。ただし、機器に不具合が生じた場合は適宜対応すること。

2 業務の個別仕様

(1) 清掃業務

①業務概要

- ア 諸施設、設備及び屋外の清掃
- イ 汚物、廃棄物の処理（廃油の収集、廃棄に関する業務を含む）
- ウ 給排水設備等の清掃
- エ 備品の清掃及び整理整頓
- オ トイレットペーパー、水石鹼等の補給

②業務基準

- ア 午前８時から午後９時までの間に行うことを原則とする。
- イ 常に清潔な状態を保持することに努め、汚物や美観を損なう物があった場合は、仕様書になくとも随時自発的に清掃を行うこと。
- ウ 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として、指定管理者負担とする。

- ③清掃業務は、日常清掃と定期清掃に区分し、作業要領は次のとおりとする。

ア 日常清掃

名 称	作業内容
御影石	水洗い又は水拭きにより常に汚染箇所のない状態に努めること。※週2日実施
ビニール系タイル	モップ清掃の外に、床面は常にワックス研磨と同様の状態に努め、美観を欠くことのないように努めること。※週2日実施
タイルカーペット	真空掃除機により清掃を行い、常に汚染箇所がないように努めること。※週2日実施
畳・フローリング	掃除機により清掃を行い、常に美観を欠くことのないように努めること。※週2日実施
洗面所／便所	薬品等により清掃し、常に清潔な状態に努めること。また、排水管等は流通を完全にすること。※週5日実施。
洗面器／便器	汚染の程度により薬液等をもって清掃し、清潔な状態に努めること。※週5日実施
トイレットペーパー等 取替え、補給	トイレットペーパー、水石鹸等は常に点検し補給すること。
手摺、金属磨き	乾拭きし常に清潔で光沢のある状態に努めること。
ごみ集積室等	各階ごみ集積室、給湯室及び共用部のごみ箱等は常に見回り清潔な状態にするとともに、各階ごみ集積室のごみは毎日地下ごみ集積室に集めること。

イ 定期清掃

名 称	作業内容
御影石	汚染した箇所は、完全に除去した後ポリッシャーを用い石鹸水で水洗いし、完全に乾燥するまで乾拭きすること。※年3回実施
ビニール系タイル	洗浄液をもって、全面ポリッシャーで洗浄の上、汚水を拭き取る。十分に乾燥の上、ワックスを用い均等に塗布し、ポリッシャーで艶出し仕上げをすること。※年4回実施
タイルカーペット	真空掃除機をもって清掃を行い、良質な専用洗剤及び洗浄機を用いて十分に給水乾燥すること。また、じゅうたんについては、清掃終了後、静電気防止剤を散布すること。※年2回実施
畳・フローリング	掃除機で埃をとり、畳は適正洗剤で清掃する。フロ

	ーリングはワックスを塗布すること。※年3回実施
洗面所／便所	床を水洗いし、ワックスを塗布する。※年3回実施
アスファルト	土砂、その他のごみを完全に除去し、汚染箇所がない状態に努めること。※年3回実施
ガラス清掃	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で吹き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年3回実施
吹抜内部清掃	高所作業車等を用い、水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で吹き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年1回実施
外掃	掃き掃除、植え込みの除草により常に美観を欠くことのないように努めること。また、排水溝の汚泥等を除去し、排水が完全になるようにすること。※年4回実施
屋外外壁清掃	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年1回実施
モニュメント清掃	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年3回実施
駐車場スロープ天井蛍光灯反射板清掃	高所作業車等を用い、水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。また、蛍光灯を新品と取り替えること。※年1回実施
蛍光灯反射板清掃， 排気口清掃 ※共用部のみ	水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年1回実施
軒先天井・丸柱清掃（西側玄関）	高所作業車等を用い、水で汚点及び塵芥を除去し、乾燥した布で拭き上げること。なお、汚点の甚だしい箇所は洗剤を使用し、ムラのないように仕上げること。※年1回実施
屋上・4階ルーフドレイン周辺清掃	ルーフドレイン及びその周辺の除塵を行い、排水が完全になるようにすること。※年1回実施
駐車場パレット	機械式駐車場のパレットの汚点及び塵芥を除去し、

	油汚れ等は洗剤を使用し乾燥した布で拭き上げる こと。※年 1 回実施
栄養学習室及び 調理実習室備品等清掃	調理台、食器棚（食器を含む）、換気扇、展示ケース、 フィルターを水、洗剤を使用し清掃し、乾燥した布 で拭き上げる。こと。※年 2 回実施（害虫作業終了後）
ウェルネスレストラン 展示品等清掃	ウェルネスレストラン内の料理モデル及び各種機 械（備品）等を水、洗剤を使用し、汚点及び塵芥を 除去し、乾燥した布で拭き上げる。こと。※年 1 回実 施（害虫作業終了後）

< 参考 > 清掃面積等積算表

区分	階数	室名（面積：㎡）	計
御影石	1 F	ロビー等(515. 5)	515. 5
ビニール系 アスタイル	B 2 F	廊下、階段等(64. 1)	5, 287
	B 1 F	E Vホール、階段等(63. 7)	
	1 F	控室等(79. 3)、階段等(58. 5)	
	2 F	階段等(90)、衛生検査所(59)、控室 (11. 3)	
	3 F	階段等(90)、内視鏡室(60)、控室(11. 3)	
	4 F	更衣室(49. 2)、階段等(90)、廊下(83. 2) 待合(177)	
	5 F	レントゲン室(178)、婦人がん検査室 (46)、身体計測室(133)、臨床検査室 (67)、保健指導室(94)、診察室(97)、 準備室(22)、計測室(36)、予診、授乳室 (81)、予防歯科室(38)、階段等(90)、 廊下(167. 6)、待合(166. 5)	
	6 F	休養室(23)、事務室(271)、階段等(90)、 廊下(230. 5)	
	7 F	栄養指導室(114)、面談室・資料室(87)、 恒温恒湿室(25)、みんなの商品テスト 室・準備室(168)、更衣室(8. 4)、階段等 (90)、廊下(240. 9)	
	8 F	視聴覚室(114)、実習室(68)、研修室 (37)、控室・備品庫(37)、人権啓発セン	

	9 F 10 F	ター事務室、研修室等(301)、 階段等(90)、廊下(285.1) 研修室(66)、調理実習室(125) 舞台裏(137.8)、階段等(93)、廊下(241)、 スロープ(48.6) 階段等(93)	
タイル カーペット	B2 F 1 F 2・3 F 3 F 4 F 6 F 7 F 8 F 9 F～ 10 F	コントロール室(36) ロビー等(335) 健診フロア(1,070) 精神保健福祉センター(271) 電算事務室(45.9)、事務室(205)、相談 室(22)、講師控室(29.3)、判定室(48)、 事務更衣室(40.4)、センター長室等 (60.2) 倉庫(22)、地域保健相談室(25)、 事務室(450)、旧所長室(20)、応接室(20) 研修室(185.3)、くらしの研修室(80)、事 務室(145)、相談室(43)、特別相談室(19) 所長室(10) 事務室等(131.8) 研修室等(85)、控室(79.2)、 事務室(237)、親子室等(56.1)、廊下等 (485)	4,256.2
畳 フローリング	4 F 6 F 8 F 9 F 10 F	運動指導室(232) 休養室(35) 和室等(136) 幼児室(19.2)、ホール(100) ホール(120)	642.2
洗面所、便所	地下～ 10 F	各フロアのトイレ、洗面所(1,078.6)	1,078.6
アスファルト	B1 F	駐車場(1,621)	1,621.0
外掃	1 F		1,617.7
屋外外壁面		屋外外壁(1,798)	1,798.0
窓ガラス	1 F～	建物外面(3,593.3)	3,593.3

	10F		
吹抜	1F～3F	ガラス(430.9)、柱上部(122)	552.9
軒先天井(西側玄関)		天井(130)	130.0
軒先丸柱(西側玄関)		丸柱(30)	30.0
洗面器	62個(トイレ等)		
便器(大)	88個(洋式50、和式38)		
(小)	47個		
ごみ箱	50個(共用部、トイレ等)		
トイレ汚物入	88個		
駐車場スロープ天井蛍光灯反射板	8台(駐車場スロープ天井)		
照明器具反射板	1,234台		
排気口	277個		
空冷パッケージ	4枚(1,275mm×515mm)		
パッケージエアコン			
ビル用マルチ型	69枚(1,170mm×130mm)		
壁掛け型	19枚(465mm×170mm)		
天井カセット型	8枚(570mm×170mm)		
ユニット型空調機			
縦型	6枚(610mm×610mm)		
縦型	5枚(610mm×305mm)		
コンパクト型	26枚(610mm×610mm)		
コンパクト型	12枚(610mm×305mm)		
水平型	31枚(610mm×610mm)		
水平型	17枚(610mm×305mm)		
低騒音型	4枚(610mm×305mm×50mm)		
低騒音型	1枚(915mm×305mm×50mm)		
ファンフィルターユニット			
天井型	4枚(610mm×610mm)		
天井型	2枚(610mm×305mm)		
床置露出型	26枚(610mm×610mm、610mm×305mm)		
ファンコイルユニット			

床隠ぺい型	2 5 7 枚 (500mm×1, 020mm)
天井カセット型	3 7 枚 (500mm×1, 020mm)
天井隠ぺい型	5 1 枚 (240mm×670mm)
全熱交換機	
天井隠ぺい型除湿F U付	5 枚 (610mm×305mm)
天井隠ぺい型中性能フィルター付	4 枚 (610mm×305mm)

④留意事項

ア 清掃にあたって高所作業車等を使用する場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置すること。

イ エレベーター・玄関マット(10枚)については2週間に1回清掃すること。
(リースによる交換で可) 非常用E L Vホールのマットは4週間に1回清掃すること。

ウ ごみ箱、トイレ汚物入等にはビニール袋(ごみ袋)を備えること。

エ 雨天時の玄関への傘袋の設置及び後処理(使用済み傘袋の処分等)を行うこと。

(2)警備保安業務

①業務概要

ア 火災予防

- i) 火気使用箇所の残火の点検確認
- ii) 可燃物、特に危険物の点検
- iii) 消火栓、消火器、自動火災報知設備機器設置箇所の確認と使用法の認識
- iv) 防災についての意見具申

イ 盗難防止及び不法不良行為の警戒排除

- i) ドア、窓の施錠点検
- ii) 敷地内等を徘徊する不審者、不法不良行為者の発見排除
- iii) 盗難防止についての意見具申

ウ センター利用者の誘導等

- i) センター利用者に対して、迅速丁寧かつ正確な案内誘導
- ii) 駐車場出入口等における車の混雑回避、及び自動精算機の監視・管理、駐車場閉館時の入出庫車両の誘導

エ 機械警備等

- i) 異常を認めたときの迅速で正確な対応
- ii) 夜間巡回警備（センター外回り及び敷地内）

オ 非常時における対応及び通報連絡等

緊急を要するときは市へ連絡

カ 鍵管理システム及びカメラ等の監視

②業務基準

警備保安業務は、常駐警備、機械警備及び夜間巡回警備による24時間体制で行うこと。

③従事時間及び人員体制等

ア 常駐警備

休館日等※・・・午前8時から翌日午前8時まで1名以上

その他・・・午前8時から午前8時30分まで2名以上

午前8時30分から午後1時まで1名以上

午後1時から午後10時まで2名以上

午後10時から翌日午前8時まで1名以上

※休館日等：休館日（12/29～1/3）及びホール・研修室等を供用しない日（毎月最終火曜日（その日が休日の場合は翌平日）及び12/28）

イ 機械警備

警備時間 午前0時から午前6時まで

ウ 夜間巡回警備

対象時間 午後10時から翌日午前8時まで

勤務 1日3回（3時間に1回程度）、1回20分程度

エ 常駐警備員

i) 原則として3年以上の経験を有し、警備業法に定める要件を満たすものとする。

ii) 常駐警備員のうち1名を警備責任者とし、業務遂行のため総括的な指揮、指導等に努めなければならない。

iii) 午前0時から翌日午前6時においては、緊急対応できる体制を保持して仮眠を行うことができる。

iv) 機械警備

機械警備の防犯機器設置場所は、1階出入口等必要な場所6箇所とする。

v) 夜間巡回警備

夜間巡回警備は、センターの外回り及び敷地内とする。

④留意事項等

ア 警備業務に携わる者の服装は、一般に警備員と認められる制服、制帽を着用すること。

イ 福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則第19条に定める「利用者の心得」に反する行為を発見した時は、適切な措置を講じること。

(3) 駐車場管理(警備)業務

①業務概要

- ア 駐車場の開閉
- イ 一般車両の入・出庫の誘導及び駐車場内の歩行者・車両の整理
- ウ 機械式駐車場設備の操作
- エ 自動駐車券発行機、料金精算機の維持・管理及び操作説明、つり銭不足への対応、故障等の連絡調整
- オ 駐車場内の警備・巡回
- カ 業務車両（ごみ回収車、荷物搬入車等）の誘導
- キ 駐車場利用に関する入居施設との調整
- ク その他上記に付随する業務

②業務基準

- ア 警備業務に携わる者の服装は、一般に警備員と認められる制服、制帽を着用すること。
- イ 駐車場内の事故等に対する賠償責任保険に加入すること。事故等の際は誠実に対処を行うこと。
- ウ 福岡市健康づくりサポートセンター条例施行規則第19条に定める「利用者の心得」に反する行為を発見した時は、適切な措置を講じること。

③従事時間及び人員体制等

駐車場管理（警備）業務は、12月29日から1月3日までの6日間の休館日を除き、体制で行う。

- ア ホール及び研修室等を供用しない日（毎月最終火曜日（その日が休日の場合は翌平日）及び12月28日）

午前8時30分から午前10時まで1名以上

午前10時から午後5時30分まで2名以上

午後5時30分から午後6時まで1名以上

- イ その他

午前8時30分から午前10時まで1名以上

午前10時から午後7時まで2名以上

午後7時から午後9時30分まで1名以上

※ただし、ホールの利用が午後6時から午後10時までの時間帯にある日は必要に応じ、別途午後9時30分から午後10時まで1名以上業務に従事すること。

- ウ 駐車場警備員

原則として３年以上の経験と自動車運転免許を有し、警備業法に定める要件を満たすものとする。

i) 駐車場設備概要

○駐車場

- ・平置式 13台（内2台は軽自動車専用）
- ・機械式 38台（高さ制限：1.55m）
- ・庁用車専用 4台（内1台はマイクロバス）

○ごみ集積室

2箇所

(4) 駐車場料金精算機保守業務

①業務概要

- ア 機器の清掃、注油及び調整
- イ 異常有無の点検
- ウ 必要な部品の性能試験
- エ 必要な部品の修理、部品交換及び調整
- オ 障害の修復
- カ 異常、故障等発生時の応急措置及び原因調査、再発防止の助言

②業務基準、留意事項等

- ア 定期点検：4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の間に1回ずつ行う。

イ 機器の形式、数量

機器名称	形 式	数 量
入口機器	アマノGT-2800	1台
カーゲート	アマノNT-1540	2台
出口機器	アマノGT-4700	1台
満空表示灯	オムロンAX-BA型	1台

ウ 保守項目

i) 入口機器

- 案内放送動作
- シャッターの開閉動作
- 駐車券書込・読取・印字動作
- 廃券処理動作
- 操作パネル機能
- 時計歩進及び時刻調整
- 各種ランプ及び表示・時刻調整
- その他のメカ系統の状態
- その他の電気系統の状態

ii) カーゲート

- ゲートの自動開閉動作
- ゲートバーの状態
- ループコイルの状態
- 電気系統の状態

iii) 出口機器

- 入口機器と同じ保守項目の他に下記を行う。

- ・料金表示動作
- ・コイン読取動作
- ・釣銭払出動作
- ・紙幣読取及び金庫収納動作
- ・精算中止・駐車券紛失動作
- ・ジャーナルプリンター動作
- ・精算及び集計機能

iv) その他

- ・各表示部動作確認（満空車表示灯）

(5)機械式駐車場保守点検業務

①業務概要

機械式駐車場の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 点検時期：毎月１回（年１２回）

イ 機種及び台数：TKS－３－Ｓ（２５台）、TKS－３－Ｌ（１３台）

ウ 機械番号：Ｓタイプ CL94013、Ｌタイプ CL94014

エ 保守点検内容

i) 操作盤

- ・操作スイッチ・・・外観、作動、取付状態
- ・表示機器・・・外観、作動、取付状態
- ・非常停止ボタン・・・外観、作動、取付状態

ii) 電気関係

- ・開閉器，遮断機・・・外観、作動、取付状態、ヒューズ状態
- ・接触器，継電気類・・・外観、作動、取付状態、接点磨耗状態
- ・基板・・・外観、コネクタ緩み、作動状態
- ・盤内機器・・・汚れ、結露、ビス類緩み
- ・電源電圧（動力，制御）・・・計測
- ・絶縁抵抗・・・電動機、制御回路（年２回）
- ・リミットスイッチ・・・外観、作動、取付状態
- ・ブザー，ベル・・・外観、作動、取付状態
- ・回転灯・・・外観、作動、取付状態

iii) 安全装置

- ・落下防止装置・・・作動、取付状態、損傷、変形
- ・落下防止装置引確認LS・・・検出位置、結線状態
- ・はみ出し検知センサ・・・外観、作動状態、レンズ清掃
- ・非常限スイッチ・・・作動確認
- ・インターロック・・・作動確認（年２回）

iv) 駆動部

- ・電動機・・・外観、異常音、発熱、取付状態
- ・ブレーキ・・・異常音、作動、取付状態

v) 駆動軸

- ・軸，軸受（ユニット）・・・外観、異常音、給油、取付状態
- ・スプロケット，駆動チェーン・・・外観、異常音、錆、伸び、取付状態
- ・ワイヤードラム・・・取付状態、磨耗

- vi) ワイヤ
 - ・吊ワイヤ、端末金具・・・素線切れ、キンク、錆、磨耗
 - ・シーブ・・・取付状態、回転状態、異常音、磨耗
- vii) バランスチェーン
 - ・バランスチェーン、端末金具・・・錆、伸び、異常音、屈折不良
 - ・アイトラースプロケット・・・回転状態、異常音、磨耗
- viii) 安全柵（本体）
 - ・柵本体・・・外観、作動、停止位置
 - ・チェーン、スプロケット、端末金具・・・錆、伸び、異常音、磨耗、屈折不良
 - ・ガイドレール・・・錆、取付状態
 - ・ガイド・・・外観、取付状態
- ix) 安全柵（駆動部）
 - ・電動機・・・外観、異常音、発熱、取付状態
 - ・ブレーキ・・・異常音、作動、取付状態
- x) パレット
 - ・パレット本体・・・取付状態、損傷、歪み、錆、作動、停止位置
 - ・振れ止めガイド・・・取付状態、損傷、磨耗
 - ・フック受け金具・・・変形、取付状態
 - ・ローラ・軸受・・・磨耗、回転状態、異常音
 - ・給電ポール・・・変形
 - ・ケーブル・・・損傷、劣化、取付状態
- 11) ガイド・レール関係
 - ・昇降ガイドレール・・・外観、取付状態
 - ・横行レール・・・外観、取付状態
- 12) その他
 - ・柱、梁、フレーム、ベースプレート・・・外観、歪み、溶接部
 - ・締結部・・・ボルトの緩み、増締め
 - ・給油・・・回転部、摺動部、チェーン、ワイヤ、各軸受

(6)ITV設備保守点検業務

①業務概要

I T V設備の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 点検時期：4～9月、12～3月の間に1回ずつ行う。(年2回)

イ 設備機器内訳

ラック架	2 架
カラーカメラ	3 6 台
無停電電源装置	3 台
表示用パソコン (モニター付)	2 台
表示用モニター	2 台
ネットワークビデオレコーダー	1 台
給電 HUB ユニット	7 台
システム機器	1 式

ウ 保守点検内容

i) カメラ部

- ・外観点検 (ケース、レンズ、接線、ツマミ等)
- ・コネクター、プラグ等の接触確認
- ・フォーカスの確認
- ・映像状態の確認
- ・P T Z 動作点検
- ・画角の確認
- ・外装・レンズカバー内外部の清掃
- ・異常発熱の有無、カメラ取付状態の確認

ii) 表示用モニター

- ・外観点検・液晶面清掃
- ・映像状態の点検 (解像度、色調、コントラスト、ブライト等)
- ・安全機能の点検 (取付・接続状態、異常発熱等)
- ・映像状態の確認

iii) ネットワークハブ

- ・外観点検
- ・コネクタープラグ等の接続確認
- ・動作 L E D 表示の確認
- ・再起動点検
- ・通風穴清掃

iv) 無停電電源装置

- ・外観点検
- ・電源プラグ等の接続確認
- ・動作LED表示の確認
- ・過負荷の有無確認
- ・バッテリー交換時期の確認
- ・通風穴清掃

v) 表示用パソコン

- ・外観点検
- ・コネクター、プラグ等の接続確認
- ・ファンの点検
- ・表示・操作の点検
- ・映像状態の点検
- ・ソフトウェアの点検
- ・エラー履歴の点検、HDD・SDDの異常点検
- ・再起動点検

vi) ネットワークビデオレコーダー

- ・外観点検（LED表示、スイッチ等）
- ・消耗部品の交換（HDD、ファンモーター等）
- ・記録時間の確認、記録映像の確認
- ・総合動作の点検
- ・通風穴、ファン等内部の清掃
- ・再起動点検

(7)ホール舞台設備の保守点検業務

①業務概要

ホール舞台設備の保守点検を行うこと。

②業務基準、留意事項等

ア 舞台吊物設備

i) 実施回数

年2回（4月～9月、10月～3月の間に各1回）

ii) 点検箇所

名 称	台 数
シャンデリア昇降装置 電動昇降ワイヤードラム巻取式	2
サスペンションライト 電動昇降ワイヤードラム巻取式	2
バトン 電動昇降ワイヤードラム巻取式	2
操作盤	1
制御盤	1

iii) 保守内容

- ・電動吊物装置点検調整
- ・マシン・滑車・レール等の点検調整
- ・同上ワイヤー伸び、損傷等の検査
- ・操作盤・制御盤の点検調整
- ・各操作盤の接点、緩み、絶縁の点検
- ・各制御盤のブレーカー、リレーの動作及び緩み、絶縁の点検
- ・上記各項の必要箇所への注油等

イ 舞台照明設備

i) 実施回数

年2回（4月～9月、10月～3月の間に各1回）

ii) 点検箇所

名 称	台 数
フロアーコンセント	3
第1サスペンションフライダクト	1
第2サスペンションフライダクト	1
同上用コンセント	9
センターピンスポットライト	1
同上用コンセント	1
接続端子函	10
ケーブルリール	10

主幹盤	1
調光器盤	1
照明操作ワゴン	1
コネクターボックス	1

iii) 保守内容

- ・点検調整
- ・ケーブル類の点検
- ・調光器盤等の絶縁測定

ウ 舞台音響設備については次のとおり。

i) 実施回数

2回（4月～9月、10月～3月の間に各1回）

ii) 点検箇所

名 称	台 数
音響調整卓	1
入出カラック架	1
モニタースピーカー	1
メインスピーカー	2
ステージスピーカー	2
ハネカエリスピーカー	2
ステージフロントスピーカー	4
母子室スピーカー	1
壁掛型スピーカー（運営系）	4
天井埋込スピーカー（ホール天井ロビー廊下）	19
アッテネーター	4
フロアーマイクコンセント	5
フロアースピーカーコンセント	3
ウォールマイクコンセントプレート（1ヶ口）	1
3点吊マイク装置（電動式）	1
客席マイクコンセント盤	1
インターカムコンセントプレート	9
ワイアレスアンテナ	2
14型カラーモニター（テレビ）	4
カメラコントローラー	1
映像信号分配器	2
場内センターカラーカメラ	1

iii) 保守内容

- ・音響調整卓及び電力増幅器の周波数特性
- ・利得特性、歪率、測定並びに点検調整
- ・入力ジャック盤、マイク、及びスピーカー系の配線点検
- ・マイクロホン、スピーカーその他付属機器の点検及び調整

(8)ホールの照明記憶パターン調整点検業務

①業務概要

- ア 調整卓に記憶されているパターン（プログラム）すべての照明位置確認点検
- イ 照明パターンの変更及び追加パターンの入力
- ウ 照明の玉切れ点検及び取替え
- エ 予備照明器具の点検

②業務基準、留意事項等

ア 実施回数

年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

(9)ホールのピアノの保守点検業務

①業務概要

- ア 機器の清掃、注油及び調整
- イ 異常有無の点検
- ウ 必要な部品の性能試験
- エ 障害の修復
- オ 異常・故障等発生時の応急措置、原因調査及び再発防止の助言

②業務基準、留意事項等

ア 実施回数

スタインウェイ社（D274型）、ヤマハ社（C7E型）とも各1回（毎年2月頃）

イ 点検箇所

機器名称	形 式
発音機構	振動体
	共鳴体
打弦機構	鍵盤

	アクション
ペダル機構	ペダル
外装	
音色・音量	
雑音	
総合	

(10)空調、電気、給排水衛生設備運転監視・維持管理業務

①業務概要

- ア 空調設備の日常運転、監視及び維持管理
- イ 電気設備の日常運転、監視及び維持管理
- ウ 給排水衛生設備の日常運転、監視及び維持管理
- エ 上記に付属する諸設備の維持管理
- オ その他、施設の営繕に関すること。なお、フロン排出抑制法における第一種特定製品については同法に基づく管理を行うこと。

②業務基準、留意事項等

- ア 設備運転監視業務については次の体制で行うこととする。なお、年末年始の6日間及び緊急時に体制変更を要する場合を除く。

i) 従事時間及び人員体制等

○操作・監視

- 午前8時から午前9時まで1名以上
- 午前9時から午後6時まで2名以上
- 午後6時から午後10時まで1名以上

○点検整備等必要時

- 午前8時から午後5時までのうち、1日平均6時間程度で1名を追加

ii) 資格に係る留意事項

- 電気主任技術者及び危険物取扱作業主任（乙種第4類）の有資格者を常時1名配置すること。

イ 維持管理に係る業務の詳細は次のとおり。

i) 空調設備維持管理

- ・ 空気調和機類及び付属する冷暖房設備の点検
- ・ ポンプ類及び燃料（ガス、油等）設備並びに付属配管系統全般の点検
- ・ 温湿度及び風量の調整
- ・ 機械室の整理整頓、工具、備品、消耗品類の整備、保管
- ・ 空調機、ポンプ類の給油点検
- ・ 加湿器、集塵器、フィルター等の清掃、交換及び機能点検
- ・ 各計器の指示値監視、モニター温度、軸受回転音の点検

ii) 電気設備維持管理

- ・ 電力日誌、各種指示値の記録及び受電室その他設備の巡回点検
- ・ 受電室、変電室の温湿度の測定記録
- ・ 非常用予備発電装置の試運転及び調整
- ・ 回転機器の給油及び震動状態の点検

- ・照明機器の点検調整
- ・配電盤、分電盤及び開閉器等の点検
- ・工具、計器及び予備ヒューズ等の保管並びに点検
- ・前各項目に関する記録及び報告

iii) 給排水設備維持管理

- ・給排水、揚水、その他各種ポンプの点検、調整、注油、グリスアップ
- ・上水受入・高架水槽、中水受入・高架水槽及び各排水槽の点検
- ・フートバルブ、ボールタップ、電極棒、警報装置の点検調整
- ・水道蛇口、便器のフラッシュバルブ、サービスタンク、トラップ等の点検調整

ウ 設備機器概要

<電気設備>		
1. 受変電設備	受電電圧 6600V 屋内キュービクル式 変圧器設備容量 2125KVA 直流電源装置 制御操作用・非常照明用 スプリンクラー高圧起動盤	1式
2. 自家発電設備	発電機 625KVA、原動機 820PS 燃料タンク（灯油） 3000ℓ	1式
<空調設備>		
1. 熱源設備	ガス焚冷温水発生機（2重効用） 冷却能力 706000kcal/H 加熱能力 100400kcal/H	3台
	密閉式冷却塔 136000kcal/H	3台
2. ポンプ設備	冷温水ポンプ 1790L/min～2360L/min	6台
	冷水ポンプ 1110L/min～2360L/min	3台
	冷却水ポンプ 4130L/min	3台
3. パッケージ型空調機（空冷式）	冷却能力 9400kcal/H～26300kcal/H	4台
4. 加湿器	0.8kg/H～4.0kg/H	1台
5. 空冷ヒートポンプ	ビル用マルチ型 壁掛型 天井カセット型	61台
6. ユニット型空調機	縦型	1台
	コンパクト型	13台
	水平型	9台
	低騒音型	2台

7. 除湿機	除湿能力 10 L/D	1 台
8. フィルターユニット	天井型	4 台
	床置露出型	10 台
9. ファンコイルユニット	床置型	291 台
	天井カセット型	
	天井いんぺい型	
10. 全熱交換器	天井いんぺい型	10 台
11. 給排気ファン	床置型シロッコファン	210 台
	天吊型シロッコファン	
	天吊型ストレートシロッコファン	
	床置型ケミカルファン	
12. 排煙ファン	排煙ファン	5 台
13. 中央監視設備	CPU、CRT、グラフィックパネル、プリンター他	
<衛生設備>		
1. タンク	(上水) 受水 タンク 有効水量 46 m ³ 2槽式	1 台
	(上水) 高置 タンク 有効水量 8 m ³ 2槽式	1 台
	(中水) 受水 タンク 有効水量 20 m ³ 2槽式	1 台
	(中水) 高置 タンク 有効水量 4 m ³ 2槽式	1 台
2. ポンプ	(上水) 揚水 ポンプ 7.5 KW	2 台
	(中水) 揚水 ポンプ 7.5 KW	2 台
	汚物・排水 7.5 KW	6 台
	雑排水 1.5～2.2 KW	6 台
	湧水 1.5～2.2 KW	8 台
3. その他	温水ヒーター 130000 Kcal/HR	1 台
	貯湯タンク 1.5 m ³ 水頭圧 6.3 kg/cm	
	給湯循環 0.25 KW	2 台
	汚水槽 21.60 m ³	1 槽
	10.80 m ³	1 槽
	旧犬舎汚水槽 16.74 m ³	1 槽
	雑排水槽 40.50 m ³	1 槽
	31.50 m ³	1 槽
<昇降機設備>		
1. エレベーター	乗用 150m/min 1150kg	4 台
	人荷用非常用 105m/min 2350kg	1 台

＜消防設備＞	自動火災報知設備、排煙設備、非常放送設備、誘導灯、屋内消火設備、スプリンクラー設備、泡消化設備、非常電源（非常用発電機）、連結送水管設備、ガス漏れ警報設備、消火器具等	
--------	---	--

(11)環境衛生管理業務

①業務概要

- ア 建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）の選任
- イ 空気環境測定業務
- ウ 飲料水等水質検査等業務
- エ 害虫等駆除業務
- オ 貯水槽点検清掃業務
- カ 貯湯槽点検清掃業務
- キ 中水槽点検清掃業務
- ク 冷却塔点検清掃業務
- ケ 気化式加湿器点検整備業務
- コ ばい煙量、ばい煙濃度測定業務

②業務基準、留意事項等

- ア 建築物環境衛生管理技術者（ビル管理士）の選任
 - i) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づきビル管理士の選任を行う。
 - ii) ビル管理士は維持管理業務の計画立案、監督、指導及び報告を行う。
 - iii) 定期清掃、測定業務、立入検査等に立ち会うとともに効果的運用を行う。
 - iv) 各種法に基づく届出等の事務処理及び帳簿の整理、保存を行う。
- イ 空気環境測定業務
 - i) 建築物衛生法に基づく一酸化炭素等の測定を行う。
 - ii) 2ヶ月に1回（午前1回、午後1回）行う。
 - iii) 室内31ポイント、外気1ポイントの成績表を作成し報告する。
- ウ 飲料水等水質検査等業務
 - i) 法（水道法、建築物衛生法）に基づく飲用水及び給湯水の検査を行う。
 - ii) 金属等（16項目）の検査は年2回（半年に1回）行う。
 - iii) 残留塩素の測定は週1回3ヶ所で行う。
 - iv) 消毒副生成物の検査は年1回行う。（6月から9月の間）
 - v) 簡易専用水道の検査（水道法）は年1回行う。（10月）
 - vi) 中水水質検査は年6回（2ヶ月に1回）行う。
 - vii) 中水残留塩素測定は週1回行う。
- エ 害虫等防除業務
 - i) 建築物衛生法に基づく害虫防除を行う。
 - ii) 噴霧機等による害虫防除を年2回行う。（5月，11月）
 - iii) 食料品等を使用する部屋については定期的に毒餌剤の散布を行う。

- iv) ねずみ衛生害虫の調査は年 2 回（半年に 1 回）行う。
- v) 食料品等を使用する部屋については年 6 回（2 ヶ月に 1 回）ねずみ衛生害虫の調査を行う。
- オ 貯水槽点検清掃業務
 - i) 建築物衛生法に基づく貯水槽（3 槽）の点検及び清掃を行う。
 - ii) 1 年間に 1 回行う。
- カ 貯湯槽点検清掃業務
 - i) 建築物衛生法に基づく貯湯槽（1 槽）の点検及び清掃を行う。
 - ii) 1 年間に 1 回行う。
- キ 中水槽点検清掃業務
 - i) 中水槽（2 槽）の点検及び清掃を行う。
 - ii) 1 年間に 2 回行う。
- ク 冷却塔点検清掃業務
 - i) 建築物衛生法に基づく冷却塔（3 塔）の点検及び清掃を行う。
 - ii) 1 年間に 1 回行う。
- ケ 気化式加湿器点検清掃業務
 - i) 建築物衛生法に基づく気化式加湿器（1 2 台）の点検及び清掃を行う。
 - ii) 1 年間に 1 回行う。
- コ ばい煙量、ばい煙濃度測定業務
 - i) 大気汚染防止法に基づくばい煙量及びばい煙濃度の測定を行う。（3 ヶ所）
 - ii) 1 年間に 2 回行う。※R B－2 のみ冷房専用につき年 1 回

(12)自家用電気工作物保安業務

①業務概要

- ア 電気主任技術者の選任等
- イ 保安規定に基づく点検、測定及び試験
- ウ 事故発生時等の応急措置及び再発防止に係る適正な処理

②業務基準、留意事項等

- ア 電気主任技術者の選任等は次のとおりとする。
 - i) 電気事業法に基づき、電気主任技術者の選任を行う。
 - ii) 電気工作物の維持管理及び適正な処理を行う。
- イ 保安規定に基づく点検、測定及び試験については次のとおりとする。
 - i) 保安規定に基づき毎月 1 回通常点検を行う。
 - ii) 保安規定に基づき年 1 回定期点検を行う。(1 2 月予定)

(13)清掃用ゴンドラ保守点検等業務

①業務概要

- ア 清掃用ゴンドラの保守点検を行う。
- イ 法に基づく官公庁の検査への対応

②業務基準、留意事項等

- ア 保守点検対象
 - i) FU-22 型ゴンドラ 積載量 2 0 0 kg 揚程約 5 4 m
 - ii) MD-21 型ゴンドラ 積載量 1 5 0 kg 揚程約 3 0 m
- イ 点検内容
 - i) 装置各部の異常の有無の点検及び調整（電気回路、制御盤及び操作盤、安全装置、昇降装置、俯仰装置、走行装置、走行レール、台車、ゲージ等）
 - ii) 装置各部のビス・ボルトナットの締め直し
 - iii) 機械各部の清掃注油
 - iv) 各部の塗装
- ウ 点検回数
 - i) 年 3 回の定期点検（5、9、1 月）と法定検査（2 月）

(14)直流電源装置保守点検等業務

①業務概要

ア 直流電源装置の保守点検及び清掃を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 装置名

- | | | | | |
|-----|--------|-----|---------------------|-------|
| i) | 非常照明用 | 蓄電池 | HS 3 0 0 E | 5 4 個 |
| | | 整流器 | THIA 1 0 0 - 7 5 SM | |
| ii) | 自家発始動用 | 蓄電池 | HS 3 0 0 E | 2 4 個 |
| | | 整流器 | 川崎重工 | |

イ 点検内容

i) 蓄電池

- ・外観点検検査
- ・動作時点検検査
- ・均等充電の確認
- ・精製水の補充
- ・接続部の増締め
- ・清掃

ii) 整流器

- ・外観点検検査
- ・動作時点検検査
- ・計器の校正
- ・表示灯の点灯確認
- ・警報テスト
- ・各設定値の確認
- ・自動復帰機能点検
- ・清掃

ウ 点検回数

- i) 年 1 回の定期点検（1 月）

(15)中水定水位弁保守点検等業務

①業務概要

ア 中水定水位弁の保守点検及び清掃を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 装置名

- i) 定水位弁 4 0 A
- ii) ストレーナー 4 0 A
- iii) ボールタップ 2 0 A

イ 点検内容

- i) 外観点検検査及び清掃
- ii) 内部点検検査及び清掃
- iii) 総合作動試験

ウ 点検回数

- i) 年 1 回の定期点検（1 月）

(16)真空ヒーター保守点検業務

①業務概要

ア 真空ヒーターの保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 対象機器 CVS－1 3 0 GW

イ 点検内容

- i) 燃焼装置の保守点検、調整（パイロットバーナー、炎検地装置、ガス圧、燃焼プログラム、リンク機構、遮断弁、配管接合部、煙道ダンパ）
- ii) 電気回路の保守点検、調整（絶縁測定、電磁開閉器、主電源電圧）
- iii) 安全装置の保守点検、調整（温度調節機、圧力調節器、不着火検出器、風圧、ガス圧、低水遮断器、安全弁、温度水高計、膨張タンク）
- iv) 燃焼状態の測定（スモーク、排ガス温度、0 ドラフト、エアーダンパー）
- v) その他の保守点検（給水装置、循環ポンプ、真空ポンプ、運転音、炉内等）

ウ 点検回数

- ・年 4 回の定期点検（6、9、12、3 月）

(17)空調設備保守点検等業務

①業務概要

ア 空調設備「ガス焚冷温水発生機」の保守点検及び清掃を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 対象機器及び台数

- | | |
|---|-----|
| i) 三洋電機株式会社製 RB-1 型式 BUW-320CGL | 1 基 |
| ii) 三洋電機株式会社製 RB-2 型式 BUW-240CGL (年間冷房対応) | 1 基 |
| iii) 川重冷熱工業株式会社製 型式 NEG-300CN6A | 1 基 |

イ 点検内容

- ・本体及び付属制御盤冷房切替確認
- ・真空度確認
- ・電気系・絶縁抵抗確認
- ・保護装置の点検確認
- ・制御回路機能点検
- ・コントローラーパラメーター確認
- ・インバータ設定値確認
- ・ガス漏れ点検
- ・燃焼系の点検
- ・燃焼機器動作点検
- ・排ガス分析調整
- ・運転データの記録運転調整
- ・吸収液サンプリング
- ・各部品外観検査
- ・高温再生器の点検
- ・真空度確認
- ・冷却水系の点検
- ・冷却水系統チューブブラッシュ清掃

ウ 点検回数

年2回の定期点検（概ね5月、10月頃※冷房・暖房開始時）

ただし、冷却水系統チューブブラッシュ清掃はどちらか1回（年1回）とする。

(18)パッケージエアコン等保守点検業務

①業務概要

ア フロン排出抑制法における第一種特定製品に該当するエアコン機器（計 28 系統）の保守点検及び簡易点検を行う。

イ フロン排出抑制法における第一種特定製品に該当する運用中の冷凍冷蔵機器（計 1 台）の簡易点検を行う。

ウ 法に基づく上記機器の整備記録簿の作成、保管、官公庁への対応。

②業務基準、留意事項等

ア 対象機器及び台数

○三菱電機株式会社製 PVT-10E 1 台

冷房専用

圧縮機定格出力 7.5kW

○三菱電機株式会社製 FDCVP160HD3 1 台

圧縮機定格出力 4.0kW

○三菱電機株式会社製 PVT-5E 1 台

冷房専用

圧縮機定格出力 3.2kW

○三菱電機株式会社製 PUHY-RP140DMG7 1 台

圧縮機定格出力 3.8kW

○三菱電機株式会社製 PUSY-P140MH3 1 台

圧縮機定格出力 3.8kW

○三菱電機株式会社製 PURY-RP224CMG4 2 台

圧縮機定格出力 5.4kW

○三菱電機株式会社製 PUZ-ERP224KA12 1 台

圧縮機定格出力 4.6kW

○三菱電機株式会社製 PUZ-ERMP112LA8 1 台

圧縮機定格出力 2.3kW

○三菱電機株式会社製 PUHZ-50SEKE 6 台

圧縮機定格出力 1.5kW

○三菱電機株式会社製 PUZ-ERMP50SKA4 2 台

圧縮機定格出力 1.0kW

○三菱電機株式会社製 PUH-35SFK 1 台

圧縮機定格出力 1.2kW

○日本ピーマック株式会社製 AT-753K 1 台

ウォールスルーエアコン

- 圧縮機定格出力 0.75kW
- 三菱電機株式会社製 PUHY-125K-C 1台
- 圧縮機定格出力 3.75kW
- 三菱電機株式会社製 PUHM-71EKE 1台
- 圧縮機定格出力 1.5kW
- ダイキン工業株式会社製 RZYP50P 1台
- 圧縮機定格出力 1.1kW
- 三菱電機株式会社製 MPUZ-RP112HA7 1台
- 圧縮機定格出力 2.3kW
- 三菱電機株式会社製 PUZ-ERP224KA7 1台
- 圧縮機定格出力 4.3kW
- ダイキン工業株式会社製 RXYP160CE 1台
- 圧縮機定格出力 2.9kW
- ダイキン工業株式会社製 RXYP280CE 2台
- 圧縮機定格出力 5.7kW
- ダイキン工業株式会社製 RZZP112CBE 1台
- 圧縮機定格出力 1.88kW
- ダイキン工業株式会社製 RZYP50CAV 1台
- 圧縮機定格出力 1.12kW
- 三菱電機株式会社製 PU-CRP140LA3-BS 1台
- 圧縮機定格出力 2.8kW
- 三洋電機株式会社製 MPR-215F 1台
- 5F 臨床検査室用冷凍冷蔵ユニット
- 圧縮機定格出力 0.05kW

イ 点検内容

i) パッケージエアコン

○簡易点検

- ・異常振動の有無
- ・異常運転音の有無
- ・霜付の有無
- ・油にじみの有無
- ・熱交換器の腐食の有無
- ・熱交換器の錆の有無
- ・熱交換器の傷の有無

○定期点検

点検区分	箇所	点検内容
機能点検	室外機	運転状況（温度・圧力）の確認
		冷媒漏れ点検（気密検査は含まない）
		制御弁（電磁弁・四方弁）の確認
		異常履歴有無の確認
		サーミスタの点検
		電磁接触器の動作確認
		絶縁抵抗の確認（圧縮機・クランクケースヒータ・送風機）
	室内機	電子膨張弁の動作確認
		サーミスタの点検
		ドレンポンプの動作確認
		水漏れ有無の確認
		リモコンの動作確認
		冷（温）風の吹出確認
状態点検	室外機	異音（圧縮機）・振動の確認
		圧縮機運転時間の確認
		端子部の確認（圧縮機・端子台他）
		パネルの外観点検
		熱交換器の汚れ点検
		室外基板の外観点検
	室内機	異音（送風機）・振動の確認
		パネルの外観点検

ii) 冷凍冷蔵庫

○簡易点検

- ・庫内温度（℃）
- ・高圧圧力
- ・低圧圧力
- ・油圧
- ・油面
- ・電流値（A）
- ・電圧（V）
- ・異常振動の有無
- ・異常運転音の有無

- ・霜付の有無
- ・油にじみの有無
- ・熱交換器の腐食の有無
- ・熱交換器の錆の有無
- ・熱交換器の傷の有無
- ・液面の異常の有無

○点検回数

- ・3年に1回の定期点検。ただし、エアコン機器のみとする。
- ・3ヶ月に1回の簡易点検

(19)緊急ガス遮断装置等保守点検業務

①業務概要

緊急ガス遮断装置等の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 装置名

- i) 緊急遮断弁装置盤 SVX-3
- ii) 緊急遮断弁 マキソン21808型

イ 点検内容

- i) 緊急遮断弁装置盤
 - ・外観検査
 - ・内部機器検査
 - ・警報ブザー表示灯の確認
 - ・ソレノイドの絶縁抵抗の測定等
- ii) 緊急遮断弁
 - ・外観検査
 - ・弁の状態点検
 - ・洩れテスト
- iii) 総合作動試験

ウ 点検回数

年1回の定期点検（11月）

(20)昇降機設備保守点検等業務

①業務概要

昇降機（エレベーター）設備の保守点検等を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 機種

- i) インバーター制御エレベーター（1～3号機） 3台

P17-1150Kg-150m/min-4C-OS2100C-11stops

- 非常電源運転装置（OEPS）付
- 地震時管制運転装置（EER-P）付
- 火災時管制運転装置（FER）付
- オートアナウンス装置付

- ii) インバーター制御エレベーター（4号機） 1台

P17-1150Kg-150m/min-4C-OS2100C-10stops

- 非常電源運転装置（OEPS）付
- 地震時管制運転装置（EER-P）付
- 火災時管制運転装置（FER）付
- オートアナウンス装置付

- iii) インバーター制御エレベーター（5号機） 1台

S37-2350Kg-105m/min-2BC-12stops

- 地震時管制運転装置（EER-P）付

イ 点検内容・回数

エレベーターについては下記の表1の点検内容により、毎月1回定期点検、年1回総合的な機能確認検査を行うこと。また、建築基準法に基づく検査に立ち会うこと。

<表1>点検内容：エレベーター

箇所	機器名	点検内容	1～4号機	5号機
機械室	室内環境	○機械室出入口戸・窓の開閉・施錠状態 ○機械室周壁劣化・損傷の有無 ○機械室照明の点灯状態 ○機械室内の整理・清掃状態 ○機械室内の換気状態	○	○
	制御盤、起	○制御盤・起動盤・リレー盤固定状態	○	○

	動盤、リレー盤	☐ 制御盤・起動盤・リレー盤開閉状態 ☐ 制御盤本体・起動盤・リレー盤劣化・損傷の有無 ☐ リレー・接触器作動状態 ☐ リレー・接触器の劣化・損傷の有無 ☐ リレー・接触器取付状態 ☐ 抵抗器の劣化・損傷の有無 ☐ 抵抗器取付状態 ☐ 各回路絶縁状態 ☐ 戸開走行保護装置作動状態 ☐ その他機器作動状態 ☐ その他機器劣化・損傷の有無		
	巻上電動機、巻上機	☐ 巻上機運転状態 ☐ 巻上電動機回転状態 ☐ 電磁ブレーキ作動状態 ☐ 巻上機綱車劣化・損傷の有無 ☐ 巻上機回り各機器取付状態 ☐ 巻上機回り各機器劣化・損傷の有無 ☐ 巻上機油劣化・油漏れの有無 ☐ 各給油部の給油状態 ☐ 巻上電動機絶縁状態	○	○
	そらせ車	☐ そらせ車回転状態 ☐ そらせ車劣化・損傷状態 ☐ そらせ車取付状態	○	○
	調速機	☐ 調速機運転状態 ☐ 調速機作動速度 ☐ 調速機回り各スイッチ作動状態 ☐ 調速機取付状態 ☐ 各給油部の給油状態	○	○
		☐ エンコーダの固定状態・回転状態	○	—
	その他	☐ 端子箱の取付状態 ☐ 配管・配線の劣化・損傷の有無	○	○
かごまわり	かご上	☐ かご上各機器作動状態 ☐ かご上各機器劣化・損傷の有無 ☐ かご上各安全スイッチ作動状態	○	○
	かご戸ま	☐ かごの戸取付状態	○	○

	わり	☐ かごドアハンガー取付・作動状態 ☐ かごドアハンガー劣化・損傷の有無 ☐ 戸閉連動機構取付・作動状態 ☐ 戸閉連動機構劣化・損傷の有無 ☐ かごドア制御・駆動機器取付・作動状態 ☐ かごドア制御・駆動機器劣化・損傷の有無 ☐ かごドア関連安全装置取付・作動状態 ☐ かごドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ☐ かご戸と乗場戸連動状態		
	ドアマシン BOX、 かご上ステーション、 ドアインバート BOX	☐ 各安全スイッチ取付・作動状態 ☐ ステーション・BOX 内各機器作動状態 ☐ ステーション・BOX 内各機器劣化・損傷の有無	○	○
	着床装置	☐ 着床リレー作動状態	○	○
	非常止め装置	☐ 非常止め装置取付・作動状態 ☐ 非常止め装置劣化・損傷の有無 ☐ 非常止めスイッチ作動状態	○	○
	ガイドシュー（ガイドローラ）	☐ ガイドシュー（ガイドローラ）作動状態 ☐ ガイドシュー（ガイドローラ）劣化・損傷の有無 ☐ ガイドシュー（ガイドローラ）取付状態	○	○
	はかり装置	☐ スイッチ取付・作動状態 ☐ はかり装置劣化・損傷の有無	○	○
	救出口	☐ スイッチ取付・作動状態 ☐ 扉開閉状態 ☐ 扉施錠状態	○	○
	吊り車	☐ 綱車劣化・損傷の有無 ☐ 吊り車回転状態	○	—
	その他機器	☐ かご室ファン取付・作動状態 ☐ 移動ケーブル取付状態 ☐ かご室組立構成機器取付状態 ☐ かご室組立構成機器劣化・損傷の有無	○	○
昇降路	昇降路	☐ 昇降路周壁の劣化・損傷の有無	○	○
	終点スイッチ	☐ 終点スイッチ作動状態	○	○
	ガイドレール	☐ レール劣化・損傷の有無 ☐ レール取付状態	○	○

	つり合おもり	☐ つり合いおもり劣化・損傷状態 ☐ つり合いおもり組立取付状態 ☐ ガイドシュー取付・作動状態 ☐ ガイドシュー損傷の有無 ☐ 吊り車劣化・損傷の有無 ☐ 吊り車回転状態	☐	☐
	ロープ	☐ メインロープ劣化・損傷の有無 ☐ ガバナロープ劣化・損傷の有無 ☐ メインロープソケット劣化・損傷の有無 ☐ メインロープ取付状態 ☐ ガバナロープ取付状態	☐	☐
	つり合ロープ（つり合チェーン）	☐ つり合いロープ（チェーン）劣化・損傷状態 ☐ つり合いロープ（チェーン）取付状態	☐	☐
	着床装置プレート	☐ プレート劣化・損傷の状態 ☐ プレート取付状態	☐	☐
	移動ケーブル	☐ ケーブル動特性 ☐ ケーブル劣化・損傷の有無 ☐ ケーブル取付状態	☐	☐
	乗場戸まわり	☐ 乗場戸自閉機能作動状態 ☐ 乗場戸取付状態 ☐ 乗場ドアハンガー取付・作動状態 ☐ 乗場ドアハンガー劣化・損傷の有無 ☐ 乗場ドア関連安全装置取付・作動状態 ☐ 乗場ドア関連安全装置劣化・損傷の有無 ☐ 乗場戸とかご戸の連動状態	☐	☐
	その他機器	☐ ケーブル保護網の劣化・損傷の有無 ☐ ロープ振れ止め取付状態	☐	☐
ピット	ピット	☐ ピット周壁の劣化・損傷の有無 ☐ ピット漏水の有無・汚損状態	☐	☐
	緩衝器	☐ 緩衝器劣化・損傷の有無 ☐ 緩衝器台劣化・損傷の有無 ☐ 緩衝器取付状態	☐	☐
	張り車	☐ 張り車劣化・損傷の有無 ☐ 張り車取付・回転状態	☐	☐
かご室乗場	かご	☐ かご運転状態	☐	☐

		☐ 全自動戸開閉状態 ☐ 停電灯点灯状態 ☐ かご内表示器作動状態 ☐ かご釦作動状態 ☐ かご釦劣化・損傷の有無		
	照明・意匠	☐ かご室機器損傷・変形の有無 ☐ 各銘板取付・汚損の有無 ☐ かご室照明点灯状態	○	○
	かご内操作盤	☐ かご内操作盤カバー取付状態 ☐ かご内操作盤各スイッチ作動状態	○	○
	外部連絡装置	☐ 外部連絡装置作動状態	○	○
	乗場出し入れ口	☐ 全自動戸開閉状態 ☐ 乗場釦作動状態 ☐ 乗場釦劣化・損傷の有無 ☐ 乗場表示器作動状態	○	○
地震時管制 運 転 装 置 (EER)	全般	☐ 管制運転作動状態 ☐ 気配りアナウンス作動状態	○	○
	昇降路内	☐ 地震感知器作動状態 ☐ 地震感知器取付状態	○	○
	制御盤内	☐ 接触器取付状態 ☐ 接触器作動状態 ☐ 接触器劣化・損傷の有無	○	○
停電時自動 着 床 装 置 (ELD) (MELD)	全般	☐ 自動着床装置 ☐ 戸開閉状態 ☐ 停電灯点灯状態	○	○
	ELD 盤内 、MELD 盤 内、かご上 ST 内	☐ 接触器取付状態 ☐ 接触器作動状態 ☐ 接触器劣化・損傷の有無 ☐ 各回路絶縁状態 ☐ ELD・MELD 用基盤取付状態 ☐ ELD・MELD 用基盤劣化・損傷の有無 ☐ その他機器取付状態 ☐ その他機器劣化・損傷の有無	○	○
	バッテリー	☐ 作動電圧	○	○
火災時管制 運 転 装 置	全般	☐ 管制運転作動状態 ☐ 気配りアナウンス作動状態	○	—

(FER)	制御盤	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	—
	乗場	○呼び戻しボタン取付状態 ○呼び戻しボタン作動状態 ○呼び戻しボタン劣化・損傷の有無	○	—
自家発管制 運 転 装 置 (OEPS)	全般	○管制運転作動状態 ○気配りアナウンス作動状態	○	—
	制御盤内	○接触器取付状態 ○接触器作動状態 ○接触器劣化・損傷の有無	○	—
音声合成ア ナウンス装 置 (ANN)	本体	○装置本体取付状態 ○装置本体劣化・損傷の有無 ○スピーカー取付状態 ○作動状態 ○音声・音量の状態	○	○
車椅子仕様	専 用 乗 場 釦	○乗場釦作動状態 ○乗場釦劣化・損傷の有無	1号機 のみ	—
	専 用 操 作 盤釦	○操作盤カバー取付状態 ○かご釦作動状態 ○かご釦劣化・損傷の有無	1号機 のみ	—
	鏡	○鏡固定状態 ○鏡汚れ・損傷の有無	1号機 のみ	—
	手すり	○手すり固定状態 ○手すり劣化・損傷の有無	1号機 のみ	—
	光 電 式 ド アセンサ	○光電式ドアセンサ作動状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の取付状態 ○光電式ドアセンサ関連機器の劣化・損 傷の有無	○	—
空調機	全般	○熱交換器汚損状態 ○フィルター汚損状態 ○吸込・吸出空気温度異常の有無 ○絶縁状態 ○ドレン部汚損状態	○	○

(21)汚水槽清掃業務

①業務概要

- ア 汚水槽の清掃
- イ 汚泥等処分

②業務基準、留意事項等

- ア 数量及び容積等 (単位：m³)

	汚水槽		
	場所	容積	汚泥量
1	B2	32.00	1.0
2	B2	21.00	1.0
計		53.00	2.0

イ 業務実施方法

i) 汚水槽の清掃

- ・槽内壁底を完全に清掃すること。
- ・清掃作業終了後、消毒液の散布を行い、衛生の確保を図ること。

ii) 汚泥等処分

- ・清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等に基づき、適切に処理すること。

iii) 実施回数

年2回（7月、1月）

iv) その他

- ・雑排水槽とは別々の日に清掃、処分を行うこと。
- ・業務の履行に際しては、福岡市工事記録写真撮影要領に基づき記録写真を撮ること。

(22)雑排水槽清掃業務

①業務概要

- ア 雑排水槽の清掃
- イ 汚泥等処分

②業務基準、留意事項等

- ア 数量及び容積等 (単位：m³)

	雑排水槽		
	場所	容積	汚泥量
1	B2	40.5	1.0
2	B2	27.0	1.0
3	B1	31.5	1.0
計		99.0	3.0

イ 業務実施方法

i) 雑排水槽の清掃

- ・槽内壁底を完全に清掃すること。
- ・清掃作業終了後、消毒液の散布を行い、衛生の確保を図ること。

ii) 汚泥等処分

- ・清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「下水道法」等に基づき、適切に処理すること。

iii) 実施回数

年2回（7月、1月）

iv) その他

- ・汚水槽とは別々の日に清掃等を行うこと。
- ・業務の履行に際しては、福岡市工事記録写真撮影要領に基づき記録写真を撮ること。

(23)消防設備保守点検等業務

①業務概要

- ア 消防設備の保守点検を行う。
- イ 消防署長への点検結果報告等の諸手続を行う。

②業務基準、留意事項等

- ア 業務実施上必要な次の法定資格者を選任すること。
 - i) 消防設備士
 - 甲種 第1類、第4類、第5類
 - 乙種 第6類
 - ii) 消防設備点検資格者 第1種、第2種
- イ 消防法に基づき、各消防設備の機器点検（年2回）及び総合点検（年1回）をそれぞれ実施すること。（詳細は次表のとおり。なお、機器点検は4月から9月、総合点検は10月から3月までの間に実施すること。）

<表> 消防設備保守点検詳細

項目		数量	機器 点検	総合 点検
自動火災報知設備	差動式スポット型感知器	29個	○	○
	定温式スポット型感知器	25個	○	○
	煙感知器	513個	○	○
	発信機	46個	○	○
	電鈴	69個	○	○
	表示灯	56個	○	○
	電源装置	1式	○	○
	配線点検	1式	—	○
防火排煙設備	煙感知器	33個	○	○
	ダンパー	47台	○	○
	防火戸	23台	○	○
	防火シャッター	9台	○	○
	配線点検	1式	—	○
非常放送設備	増幅器出力	1台	○	○
	スピーカー回線	1式	○	○
	自動火災報知機連動	1式	○	○
	スピーカー	376個	○	○
	電源装置	1式	○	○

	常用電源	1 式	○	○
	配線点検	1 式	—	○
	作動試験	1 式	—	○
誘導等及び誘導標識	避難口灯	1 0 4 個	○	—
	通路灯	4 6 個	○	—
	配線点検	1 式	—	○
消火器	外観点検粉末消火器	1 2 5 本	○	—
	機能点検粉末消火器	2 5 本	○	—
	車載式消火器	3 台	○	—
連結送水管	連結送水口	1 組	○	○
	連結送水口 ホースなし	1 0 個	○	○
	連結送水口 ホース付き	8 組	○	○
	表示灯	1 8 個	○	○
	配線点検	1 式	—	○
スプリンクラー設備	加圧式送水装置	1 台	○	○
	自動起動装置	1 式	○	○
	ポンプ操作盤	1 面	○	○
	スプリンクラーヘッド	1, 720 個	○	○
	補助散水栓	4 5 台	○	○
	流水検知器	1 1 台	○	○
	表示灯	1 個	○	○
	送水口	3 組	○	○
	呼水装置	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
	配線点検	1 式	—	○
ハロゲン化物消火設備	ハロングス容器	2 5 本	○	○
	容器弁開放器	2 5 個	○	○
	選択弁	5 台	○	○
	噴射ヘッド 一般	2 8 個	○	○
	起動容器	5 本	○	○
	起動用容器弁開放器	5 台	○	○
	制御盤	1 台	○	○
	起動操作箱	7 台	○	○
	音響警報器	9 個	○	○
	放出表示灯	1 1 個	○	○

	圧力スイッチ	5 個	○	○
	ダンパー閉鎖器	1 0 台	○	○
	電源装置	1 台	○	○
	作動試験	1 式	—	○
	配線点検	1 式	—	○
ガス漏れ火災警報 設備	検知器 一般型	1 7 個	○	○
	配線点検	1 式	—	○
避難器具	垂直式救助袋	1 台	○	○
非常コンセント	コンセント	4 5 台	○	—
	表示灯	4 5 個	○	—
	配線点検	1 式	—	○
泡消化設備	加圧送水装置	1 台	○	○
	原液タンク	1 台	○	○
	自動起動装置	1 式	○	○
	ポンプ操作盤	1 面	○	○
	泡ヘッド	2 6 1 個	○	○
	流水検知器	1 台	○	○
	一斉開放弁	2 0 台	○	○
	手動起動弁	2 0 台	○	○
	混合装置	1 式	○	○
	感知装置	8 6 個	○	○
	呼水装置	1 式	○	○
	常用電源	1 式	○	○
	配線点検	1 式	—	○
粉末消化設備	ホースリール	2 台	○	○
	配線点検	1 式	—	○
非常電源設備	200KVA 以上 ディーゼルエンジン	1 台	○	○
	200KVA 以上 交流発電機	1 台	○	○
	200KVA 以上 制御盤	1 台	○	○
	200KVA 以上 始動装置	1 式	○	○
	200KVA 以上 燃料・水タンク・配管	1 式	○	○
	200KVA 以上 配線点検	1 式	—	○
防災システム設備	GR 型複合受信機（3 系統）	1 台	○	○
	CRT 装置	1 式	○	○
	CRT 監視	5 3 6 点	○	○

	中継器ブロック	23台	○	○
--	---------	-----	---	---

ウ 総合点検時に空調機器停止確認作業を行うこと。

エ 点検表を作成し保存するとともに、年1回の消防署長への点検結果報告の諸
手続業務を行うこと。

(24)防火対象物定期点検等業務

①業務概要

ア 防火対象物の定期点検を行う。

イ 消防署長への点検結果報告等の諸手続を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 防火対象物点検資格者を選任すること。

イ 継続して消防法令を遵守し、特例認定を受けることが出来るよう留意すること。

(25)通信設備保守点検業務

①業務概要

電子交換機、電話機及び留守番電話機の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 各通信設備の点検を年4回実施する。(詳細は次表のとおり。なお、実施時期は5月、8月、11月、2月とする。)

<表>通信設備保守点検の詳細

項目 (機器)		数量	点検内容
電子交換機	中央処理装置	1台	各装置動作確認、自動切替確認、ファイルの確認、外観点検等
	トランク	1台	各装置動作確認、通話路試験、各トランク機能試験、外観点検等
	電源装置	1台	整流器点検、蓄電池電圧及び液量点検、架内電源装置、外観点検等
	構内	1台	本配線盤点検、端子盤点検、各端子盤表確認、線路確認等
電話機		263台	各種接続機能試験、ランプ・表示状態確認、外観点検等
留守番電話機		1台	各種接続機能試験、ランプ・表示状態確認、外観点検等

(26)自動制御設備保守点検等業務

①業務概要

ア 「あいれふ」の自動制御設備全般の保守点検を行う。

イ 停電作業に伴う調整及び立会いを行う。(年1回)

②業務基準、留意事項等

ア 自動制御設備全般の保守点検はそれぞれ年1回の実施とし、保守対象機器及び点検内容は次のとおりとする。

保守対象機種		点検内容	
熱源廻り	1組	基本保守	総合・ループ点検
冷却塔①	2組	基本保守	総合点検
冷却塔②	1組	〃	〃
空調機①	1組	簡易保守	ループ点検
空調機②	5組	〃	〃
空調機③	1組	〃	〃
空調機④	3組	〃	〃
空調機⑤	1組	〃	〃
空調機⑥	3組	〃	〃
空調機⑦	4組	〃	〃
空調機⑧	2組	〃	〃
空調機⑨	2組	〃	〃
空調機⑩	1組	〃	〃
パッケージ①制御系	1組	基本保守	総合点検
パッケージ②制御系	1組	〃	〃
恒温恒湿記録計	1組	〃	〃
計測系統	1組	簡易保守	ループ点検
中央管制装置	1組	総合保守	総合点検

○自家用電気工作物定期点検に伴う「あいれふ」全館停電作業(12月予定)に係る自動制御設備の調整及び立会いを年1回行うこと。

(27)非常用自家発電設備保守点検業務

①業務概要

ア 非常用自家発電設備の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 機器及び保守点検内容

機器	保守点検内容
発電機本体（型式：CFD—D）、励磁機／励磁装置（型式：SAS）	絶縁抵抗、軸受、ブラシレス励磁機回転整流器、固定子、回転子の保守点検
発電機制御装置（型式：VF—8CM—BZ）	盤全体、保護継電器、遮断機、AVR、計測回路、総合運転の保守点検
ガスタービンエンジン（型式：S2A—01）	燃料系統、潤滑油系統、起動系統、ガスタービン、減速機、軸続手、給排気系統、始動シーケンスの保守点検
蓄電池（型式：HS—300E）、直流充電器（型式：S300A—B）	

イ 点検回数

年1回実施（2月）

(28)鍵管理設備保守点検業務

①業務概要

ア 「あいれふ」鍵管理設備の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 鍵管理監視設備の保守点検を次のとおり実施する。（年1回：3月）

i) 中央処理装置（1基）

- ・共用部表示パネルの動作確認
- ・電気錠表示パネル（カードリーダー側）の動作確認
- ・電気錠表示パネル（非常階段）の動作確認
- ・鍵管理盤収納表示パネルの動作確認
- ・照明，エレベーター停止操作スイッチの動作確認
- ・各種登録機能の確認
- ・プリンター印字内容の確認
- ・電源部の点検等

ii) 管理盤（6基）

- ・キー収納器の動作確認
- ・カードリーダー、テンキーの動作確認

- ・音声、表示の確認
 - ・電源電圧の点検
 - ・端子部の接続確認等
- iii) 制御盤（５基）
- ・端子部入力接点確認
 - ・登録データの確認
 - ・電源電圧の点検
- iv) カードリーダー（１７台）
- ・カード読みとり動作確認
 - ・ヘッドクリーニング
 - ・施錠表示ランプの点検等
- イ 感熱センサー監視設備の保守点検を次のとおり実施する。（年１回：３月）
- i) 感熱センサー（２８台）
- ・感熱動作確認
 - ・カバーのクリーニング等
- ウ ドア・窓施解錠監視設備の保守点検を次のとおり実施する。（年１回：３月）
- i) ドア監視盤（１基）
- ・ACT 動作確認
 - ・監視ランプの点検等
- ii) 窓監視盤（１基）
- ・マグネットスイッチの動作確認
 - ・監視ランプの点検等
- エ テンキーシステムの保守点検を次のとおり実施する。（年１回：３月）
- i) テンキー（１台）
- ・暗証番号による電気錠動作確認
 - ・エラー音声の点検等

(29)建築設備点検業務

①業務概要

建築基準法第12条第2項から第4項に基づく建築物の点検を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 福岡市市有建築物定期点検（劣化）要領に従い、下記の点検箇所表に該当する箇所又は設備の点検を行うこと。また、同要領書の評価基準に従い評価すること。（「あいれふ」延床面積：18,195.98 m²）

<点検箇所表>

建築物点検	建築物の敷地及び地盤面	敷地、外部通路、看板・サイン、車路・駐車場、側溝、擁壁、塀、門、鉄塔、建築設備等囲障
	建築物	躯体、屋根・屋上、屋上雑、外壁、外部雑、外部床、外部天井、外部建具、内部床、内部壁、内部天井、内部建具、内部雑、防火防炎区画類、屋上等の建築設備囲障、地盤、舗装面
建築設備点検（電機）	電気設備外構	屋外電灯設備、屋外動力・分電盤設備、屋外防犯設備、屋外配電線設備
	電気設備	受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、無停電電源設備、中央監視制御設備、幹線設備・分岐配線、避雷・接地設備、動力・分電盤設備、電灯設備、非常照明・誘導灯、弱電構内配電線路設備、電話交換機設備、テレビ共聴視設備、電波障害防除設備、インターホン設備、電気時計設備、駐車場管制設備、一般放送設備、警報・表示設備、防犯設備、監視カメラ設備、非常放送設備、自動火災報知設備、防排煙制御設備、ガス漏れ警報設備、敷地・屋外設備、屋外動力・分電盤設備、屋外監視カメラ設備
建築設備点検（機械）	機械設備外構	屋外空調設備、屋外給排水衛生設備
	機械設備	冷温熱源設備、熱源関連機器、空調・換気設備、機械排煙設備、中央監視設備、自動制御設備、給水設備、給湯設備、排水設備、ガス設備、消火設備、搬送設備

建築設備点検（防火）	防火設備	防火扉（随時閉鎖式）、防火シャッター（随時閉鎖式）、耐火クロススクリーン、ドレンチャー他水幕を形成する設備
------------	------	---

イ 点検を行う者は、以下の資格要件のいずれかを満たすものとする。

- i) 一級建築士（建築基準法第12条第2項）
- ii) 二級建築士（建築基準法第12条第2項）
- iii) 防火設備検査員（建築基準法第12条第3項）
- iv) 国土交通大臣が定める資格を有するもの（建築基準法第12条第2項）
 - ・建築基準適合判定資格者（規則第4条の20第1項第1号）
 - ・特殊建築物等調査資格者（規則第4条の20第1項第2号）
 - ・前2号に掲げる者の他国土交通大臣の定める資格を有する者
- v) 国等の建築物の維持保全について2年以上の実務経験を有する者
（平成17年国土交通省告示572号による当分の間の措置）

ウ 従事の際には、腕章・名札等を着用すること。

(30)自動扉開閉装置保守点検等業務

①業務概要

- ア 自動扉開閉装置の保守点検を行う。
- イ 高所作業車搬出入の際の扉取り外し作業を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 自動扉開閉装置の保守点検対象機器及び数量は次のとおり。

機器		数量
ナブコ製自動扉開閉装置	DS-150型（円形）	2台
	DS-150型（引分）	4台
	VS-150型（引分）	2台
	DS-150型（片引）	2台
	DS-11型（身障者トイレ）	7台
	DS-60型（身障者トイレ）	2台
	VS-60型（身障者トイレ）	1台

イ 保守点検内容

- i) 装置各部の異常の有無の点検及び調整
- ii) 扉の開閉速度及びクッション作動の点検及び調整
- iii) 装置の電気回路の点検及び調整
- iv) 各部品の消耗度の点検及び交換

- v) 機械各部の清掃注油
- ウ 保守点検の実施回数
 年4回実施（6月、9月、12月、3月）
- エ 上記の保守点検のほか、1回壁面清掃に伴う高所作業車の搬入・搬出に際して、扉の取り外し作業を行うこと。（年1回）※2日間

(31)防火シャッター等保守点検業務

①業務概要

防火シャッター、防火タレ壁、防火扉等の保守点検を行う。

②業務基準、留意事項等

防火シャッター等の保守点検を次のとおり実施する。（年1回：9月）

i) 防火シャッター（35枚）

- ・開閉器の動作確認、油量の適否、回転時の異常音等
- ・モーター回転時の発熱状態確認
- ・ブレーキの作動状態、ライニングの磨耗状態の確認
- ・ワイヤーロープ・ローラーの磨耗度、状態確認
- ・軸受の回転状態確認
- ・自動・手動閉鎖装置の作動確認
- ・連動制御器の作動確認等
- ・防火シャッター袖扉のヒンジ、ドアチェックの回転状態確認及び調整等

ii) 防火タレ壁（4枚）

- ・ワイヤーロープ・ローラーの磨耗度、状態確認
- ・自動・手動閉鎖装置の作動確認
- ・連動制御器の作動確認等

iii) 防火扉等（51枚）

- ・ヒンジ、ドアチェックの回転状態確認及び調整等

(32)樹木管理業務

①業務概要

ア 樹木の剪定、刈込、害虫駆除などの管理を行う。

②業務基準、留意事項等

ア 敷地内に植栽している樹木の剪定、害虫駆除等を行うこと。また、フラワーボックスの管理（株の植付）を行うこと。

イ 樹木の種類及び本数等

- ・ケヤキ 4本
- ・クロガネモチ 2本
- ・エゴノキ 2本
- ・コブシ 2本
- ・ヤマボウシ 2本
- ・ヤブツバキ 2本
- ・サザンカ 36本
- ・カンツバキ 15m²
- ・アベリア 23m²
- ・サツキツツジ 148m²
- ・ドウダンツツジ 135m²
- ・マメツゲ 28m²
- ・リュウノヒゲ 3m²

ウ 業務実施時期等

時 期	内 容
4 月	害虫駆除、寄植刈（アベリア）、芝手入
5 月	フラワーボックス植付（バーベナ等：108株）
6 月	害虫駆除、樹木剪定、寄植刈、堆肥、芝手入
8 月	寄植刈（アベリア）
9 月	害虫駆除
10 月	フラワーボックス植付（パンジー等：108株）、寄植刈（アベリア）、芝手入
3 月	芝手入、堆肥

エ 実施時期、内容については気象状況、樹種等に応じて適宜対応すること。

オ 業務の履行に際しては、表示板、バリケード等の安全施設を設置するとともに、第三者に被害が及ばないようにすること。

カ その他、台風等の原因により破損・倒木等があった場合は適宜対応すること。

(33) 緊急修繕業務

①業務概要

指定管理者は、市からの指定を受けて、市が所有するセンターの施設管理者として市になり代わってセンター等の施設・設備等を維持・管理しているため、緊急に対応する必要がある修繕や改修、保守、備品の購入等が生じた場合に、緊急修繕業務を実施すること。（必要に応じて、「あいれふ」内の他施設と協議・調整が必要。）

②業務の基準、留意事項等

ア 修繕（施設・設備、備品等の破損・故障の修繕）及び改修等（緊急に必要な施設・設備の改修、設備等の保守）

- i) 指定管理者は、センター等の各種設備機器等の突発的故障や不具合に対応し、これを放置すれば業務に支障を生じ、かつ、日常の保守点検業務や定期点検業務では対応が不可能と判断した場合には、速やかにこれを修繕すること。
- ii) 実施の判断は、現状復帰回復程度の修繕であれば指定管理者の判断で行うが、1件の金額が500千円以上の修繕、機能の付加及び仕様の変更等を伴う修繕については、市と協議のうえ実施すること。
- iii) 指定管理者は、修繕後、速やかに市に文書で報告すること。
- iv) 修繕費の予算額は11,066千円とするが、指定管理者は修繕及び改修等に際して、常に費用の節減に努めることとする。
- v) 修繕費の予算額を超えて修繕する必要がある場合は、市と指定管理者が協議のうえ、備品購入費の流用等により実施するか、市が直接修繕するか決定する。

イ 備品の購入等（備品の買い替え、新規購入）

- i) 指定管理者は、施設に備えられる備品の買い替え及び新規購入の必要があると判断した場合は、市と協議のうえ購入し、直近の月次報告等にて市に報告すること。
- ii) 備品購入費の予算は880千円とするが、指定管理者は備品購入等に際して、常に費用の節減に努めることとする。なお、備品購入費で購入した備品は市の帰属となる。
- iii) 備品購入費の予算額を超えて購入する必要がある場合は、市と指定管理者が協議のうえ、修繕費の流用等により購入するか、市が直接購入するか、指定管理者が自費で購入するか決定する。

ウ 市は、指定管理者に対し、年度末に当該年度の精算報告書の提出を求め、内容点検のうえ、当該業務に係る経費を精算する。

(34)AED(自動体外式除細動器)設置・管理等業務

①業務概要

AEDを設置し、日常点検等の実施及び消耗品等の管理・交換等を実施する。

②業務の基準、留意事項等

ア 日常点検

AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認する。

イ 消耗品の管理・交換

i) 消耗品の交換時期等を日頃から把握・管理し、電極パッドやバッテリーなどの消耗品の交換を適切に実施する。AEDを使用した際に消耗した消耗品等の交換も対象とする。

ii) AEDの買い替え及び消耗品等の交換に係る費用は、備品購入費を充てる。

ウ 指定管理者は、AEDの使用方法や応急手当等の習得のため、継続的かつ定期的に救命講習を受講すること。

エ 指定管理者は、AEDの管理状況や救命講習の受講状況等を月次報告等にて市に報告すること。

(35)装飾用植木鉢等の設置

「あいれふ」待合等スペースに装飾用植木鉢（観葉植物）等を設置し、市民の施設利用環境の向上に努めること。

<参考>現在の設置状況

1階フロアー	特大鉢3、大鉢4
2階フロアー	大鉢2
3階フロアー	大鉢2
4階フロアー	中鉢2
5階フロアー	大鉢1、中鉢1
10階フロアー	大鉢5

※特大鉢：樹高3.0m以上、
大鉢：樹高1.6m以上、
中鉢：樹高0.8m以上

(36)その他必要とされる保守点検等業務

その他センター等の施設管理に伴い必要とされるものについて保守点検等を行うこと。